様式①

三木市男女共同参画プラン実施計画書
各課事業取組状況報告

＜令和４（2022）年度＞

三　木　市

【各課施策取組状況】

（基本目標　Ⅰ）　すべての女性の活躍 …… 1

（基本目標　Ⅱ）　仕事と生活の両立支援 …… 18

（基本目標　Ⅲ）　互いに支え合う家庭と地域 …… 21

（基本目標　Ⅳ）　男女がともに安心して生活できる環境の整備 …… 27

（基本目標　Ⅴ）　次世代への継承 …… 43

【記入する内容】

令和4年度 各課事業取組状況	令和4年4月～令和5年3月までに実施した事業の内容
自己評価	「各課事業取組状況」に記載した事業に対する自己評価
効果と課題	「各課事業取組状況」に記載した事業の効果と課題

基本目標Ⅰ

自己評価：A…効果有 B…課題有 C…効果無

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和４年度各課事業実施計画	目標数値（人、%、回数等）	令和４年度各課事業取組状況	自己評価	効果と課題
1	市広報や講座の開催、資料の発行による男女共同参画に関する啓発	固定的性別役割分担意識の解消を始めとした男女共同参画社会の実現のため、市広報やホームページ、講座の開催や資料の発行等により啓発します。	人権推進課	ホームページの充実、市広報紙、男女共同参画センターの情報誌の発行や講座の開催により啓発する。	情報誌発行４回	情報誌 春・夏・秋・冬の年4回、 自治会回覧他、各5,500部発行。 男女共同参画週間記念講演会 開催日：7月2日 講　師：竹安栄子さん 参加者：会場96人　Zoom2人 各種講座（出前講座を除く） ・弁護士による法律セミナー 開催日：11月16日 講　師：山本優子さん 参加者：会場18人　Zoom14人 ・男女共同参画セミナー 開催日：1月28日 講　師：島田妙子さん 参加者：会場33人　Zoom8人	A	情報誌は自治会を通じて全戸回覧することにより、多くの市民の方にご覧いただき、高評価をいただいている。 また、各種講座や講演会を対面とオンラインのハイブリッド形式で開催することにより、遠方の方や子育て中等により会場参加が難しい方にもご参加いただけた。
2	既存の団体・グループにおける男女共同参画についての意識形成の促進	男女共同参画に関する理解を深めるため、公民館の各種セミナーを始め、既存団体等に対し市からの情報を提供するとともに、講師派遣などを支援します。	人権推進課	公民館での出前講座において男女共同参画センターが主催するセミナーのチラシを配付するとともに、既存団体等に講師を紹介する等積極的に支援する。		出前講座　6回 今年度は講師紹介の依頼はなかった。	B	公民館の出前講座では、高齢者セミナーや女性セミナーの受講者を対象に様々なテーマの講座を開催でき、合計333人の方にご参加いただけた。
			生涯学習課	公民館において、男女共同参画センターと共催で、女性セミナー、高齢者教室等を実施する。	2回	男女共同参画出前講座と共催で３回実施し、積極的に男女共同参画についての意識形成の促進に努めた。 ・11/17開催「女らしさ男らしさは作られる」（志染町公民館） ・1/18開催「自分らしく生きる」～ＬＧＢＴってなんだろう？～（緑が丘町公民館） ・2/5開催「私が気づく、私が変わる、社会が変わる」～次世代にどんな社会を用意しますか～（青山公民館）	A	男女共同参画に関する理解を深めるために今後も計画し、意識形成に努める。
3	市職員の意識づくりと市の発行物等における「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」の活用	市職員の男女共同参画に対する意識改革のための研修を充実するとともに、市の発行物に「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」を活用し、固定的な観念にとらわれないような文章表現やイラストに留意します。	全庁	具体的施策３のシートに記載				

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和４年度各課事業実施計画	目標数値 （人、%、回数等）	令和４年度各課事業取組状況	自己評価	効果と課題
4	男女共同参画センター機能の充実	男女共同参画社会を実現するための拠点施設として、図書・資料、講座、交流、情報提供等を充実します。 また、女性が自らの能力を十分に発揮し、自分らしく生きる力を身につけるための学習の場を提供するとともに、女性が直面する様々な問題についての相談事業を充実します。	人権推進課	男女共同参画に関する図書や資料の充実に努めるとともに、男女共同参画センター運営委員会とコロナ禍での啓発方法について協議する。 また、女性が直面する様々な問題に対応するため、女性のための相談を実施する。		図書 蔵書数：2,562冊 貸し出し数：26冊 女性のための相談室 電話相談：163人、 面接相談：　32人 女性のための弁護士相談 相談者数：34人 女性のための出前チャレンジ相談 相談日：11月1日 相談者数：3人 こらぼーよステーション （ＤＶ被害者の新たな生活応援事業） 寄贈者数：3人 寄贈数：25個 （2月末現在）	B	図書は貸し出し件数が少ないため、今後さらなる啓発が必要である。 女性のための弁護士相談は、相談者が増加する一方、電話がつながらないなどの苦情も発生しているため、制限時間を設ける必要があると感じている。 女性のための出前チャレンジ相談は、県との共催事業で、定員の3人に達した。 こらぼーよステーションでは、3人の方から寄贈してもらった。
5	審議会、各種委員会等への女性委員の参画促進	「審議会等委員の選任に関する指針」に沿って、女性委員の割合が規定以上となるよう取り組みます。 また、各種委員会委員等の選任においても積極的に女性を登用するよう取り組みます。	企画政策課	令和4年度に改選となる審議会等の委員について、企画政策課から一括して各種団体に推薦依頼をする際は、可能な限り女性委員を推薦していただけるように依頼をする。	女性委員の割合が委員総数の4割以上となるように努める。	任期満了４か月前を迎える審議会等について、所管課に対し、女性委員の割合が４割以上になるよう、積極的な登用を依頼した。 依頼数：25	A	企画政策課から各種団体へ一括して推薦を依頼する際は、可能な限り女性委員を推薦していただけるよう引き続き依頼していく。
			危機管理課	防災会議の委員については、積極的に女性を選出するように努める。 水防協議会及び国民保護協議会の委員は、女性を登用するように取り組む。	防災会議３割	防災会議の女性委員は29名中、9名で3割を超えている。しかし、国民保護協議会の女性委員は21名中、2名で1割未満、水防協議会の女性委員は15名中、1名で1割未満であった。	A	防災会議の性質上、女性委員の３割を確保することが難しい状況にある。今後は、専門委員として県市の女性職員、または、各団体からの女性職員を選出する等の委員構成を検討する必要がある。
			財政課	指定管理者選定委員会委員及び労働報酬審議会委員の次回改選時には、積極的に女性を登用するよう努める。	1人以上	指定管理者選定委員会委員及び労働報酬審議会委員の改選時において、女性委員の登用ができなかった。	C	団体等に委員候補者の推薦を依頼する場合は、可能な限り女性の推薦依頼を検討する。（現実として、依頼団体が充て職として推薦されることが考えられる。）

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和４年度各課事業実施計画	目標数値（人、%、回数等）	令和４年度各課事業取組状況	自己評価	効果と課題
			市民協働課	市民活動支援審査委員の改選等にあたっては、引き続き、女性委員の構成割合に配慮する。	40%以上	市民活動支援審査会委員6名（うち女性委員3名）の審査により、7月29日に市民活動支援審査会を開催した。 三木市多文化共生推進プラン策定検証委員会委員１５名（うち女性委員６名）、11月30日及び２月１日に委員会を開催した。	A	市民活動内容の審査において、女性の視点が反映できている。
			人権推進課	審議会、委員会等に女性が積極的に登用されるよう実施計画の策定依頼により庁内関係部署に啓発する。 また、人権尊重のまちづくり推進審議会委員及び男女共同参画センター運営委員への女性委員の登用を積極的に進める。	男女共同参画センター運営委員会委員　50% その他　40%	男女共同参画プランの実施計画を作成する際、条例により設置している審議会等を所管する全ての課に実施計画と目標数値を定めてもらうよう依頼することで、啓発した。 ・人権尊重のまちづくり推進審議会 50.0% ・隣保館運営委員会 38.5% ・男女共同参画センター運営委員 84.6%	A	人権に関する審議会、男女共同参画に関する運営委員会において、目標以上の５割を達成している。隣保館運営委員会においても4割以上をめざすとともに、全庁的にも広げていく。 また、女性委員割合の目標数値と実施計画を定めてもらうことにより、女性委員の登用を意識してもらうことができている。 各種団体へ推薦依頼する場合は、可能な限り女性委員の推薦を依頼する。
			生活環境課	指針に沿って、積極的に女性を登用するよう努める。	40%以上	空家等対策協議会は委員１４人中女性は０人、環境審議会は１８人中３人、規制対象施設建築等審査会は７人中２人となっている。	B	専門分野の委員は所属団体等の推薦により選任されるため、市の方針を反映することが難しい。 また、公募委員を募集するとき、女性からの応募が少ない。
			福祉課	民生委員推薦会においては、委員があて職となっているが、関係団体には女性委員の推薦を働きかける。また、各種委員会委員等の選任においても積極的に女性を登用するよう取り組む。	3人	各団体の代表が委員に推薦されるため、女性委員が２名となり目標に到達できなかった。	B	今後も引き続き、女性委員の推薦を働きかけていく。
			障害福祉課	次の審議会等の委員について女性委員の登用が定員の40%以上となるよう取り組む。 ①三木市手話施策推進会議 ②三木市障害支援区分認定審査会 ③三木市障害者差別解消支援地域協議会	定員に対して４０%以上	①定員10名に対して6名が女性。 ②定員10名に対して4名が女性。 ③定員15名に対して8名が女性。	A	審議会、各種委員会等への女性委員の参画促進できた。 専門職参加の審議会や委員会になると、女性で担ってもらえる専門職を選任することが困難な場合がある。

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和４年度各課事業実施計画	目標数値（人、%、回数等）	令和４年度各課事業取組状況	自己評価	効果と課題
			子育て支援課	みきっ子未来応援協議会の委員の半数以上は女性委員を積極的に登用する。各部会においても概ね半数は女性委員を登用する。	構成員の半数以上は女性委員を登用するように努める。	みきっ子未来応援協議会全体会では委員総数18人のうち女性委員の人数は8人で、協議会では積極的に子育て中の母親の意見を発信された。	B	女性の委員を登用することで、子育て中の母親の抱えている問題などリアルな意見を聞くことができる。課題として、本協議会委員は各種団体から充て職として推薦を受けた委員が大半であり、女性委員を大きく増加させることが難しいことがある。
			健康増進課	①三木市健康づくり推進協議会の女性委員の割合を規定以上に維持する。 ②三木市予防接種健康被害調査委員会は、事案が発生した時だけ臨時に開催される委員会で、専門医師等から構成するため公募委員はいない。	①委員19人中、女性委員11人（57.8%）、２回開催予定。 ②委員６人中、女性委員２人（33.3%）、開催回数は未定。	①委員19人のうち女性委員は11人となり、57.9%を占めている。 実施回数は2回。 ②専門知識が必要なため委員の公募はしていない。	A	①女性委員の参画により、女性からの提言や要望・意見等を踏まえ、協議についての活性化を図る。 ②R4年度の改選時に、県・市医師会へ可能な限り女性委員の推薦を依頼する。
			医療保険課	R4年度は委員改選の年である。国民健康保険運営協議会の委員17名中12名は団体推薦であるため、女性委員登用への配慮を求める。	R3年度末の女性委員の構成率17名中7名で41%。 指針で示す30%以上を維持する。	令和４年度は委員改選の年であった。改選後委員は、17名中5名が女性であり、構成率は29.4%である。	B	指針で示す30%はほぼ達成しているが、改選前より女性割合が減った。委員17名中12名は団体推薦であり、うち10名が男性であることから、女性委員の登用に配慮を求める。
			介護保険課	任期満了に伴う次期選任においても、指針に沿って、引き続き積極的に女性委員を登用するよう努める。	4割以上	女性委員の積極的な登用により、各委員会における女性委員の割合は以下のとおりとなった。 ・介護認定審査会　41% ・介護保険運営協議会　63% ・在宅医療・介護連携推進会議　63% ・地域包括支援ｾﾝﾀｰ運営協議会　37% ・地域密着型サービス運営委員会　43%	A	委員の男女比率を同数に近づけることで、幅広い意見を聞くことができた。今後も積極的に女性委員を登用するよう取り組む。
			商工振興課	女性委員の割合が4割以上となることを目標とする。	4割以上	金物振興審議会9名中1名、勤労者福祉センター運営委員会11名中4名となっている。	B	所属及び役職に対する委嘱が多いため、性別指定が出来ず困難である。公募委員に女性を積極的に登用するなど配慮する。

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和４年度各課事業実施計画	目標数値（人、%、回数等）	令和４年度各課事業取組状況	自己評価	効果と課題
			農業振興課	審議会、委員会等に女性(農業者）が積極的に登用されるよう啓発を行う。	随時	三木市農業振興審議会において委員18名の内4名を女性委員として委嘱した。	A	審議会において女性委員の意見を伺うことができた。
			都市政策課	あて職が多いため女性委員を登用することが難しいが、公募委員に女性を積極的に登用するなど配慮する。		審議会委員17名中、女性委員2名を確保している。	B	各種団体からの推薦による委嘱が多いため、性別指定が出来ないことが課題である。
			文化・スポーツ課	会議全体の男女の構成比を考慮したうえで、任期満了に伴う更新に合わせ、女性委員の積極的な登用に努める。	40%	美術館協議会、文化財保護審議会、歴史資料館協議会において、会議全体の男女の構成比を考慮し、女性委員の積極的な登用に努める。 (いずれも令和4年度更新)	B	委員の選考においては男女比を意識し、女性委員を登用できるよう配慮している。しかし、男女比と専門性を両立させることは難しく、今後の課題である。
			学校教育課	教育支援委員会への女性委員の参画を促進するため、できるだけ女性委員が選出されるよう関係団体に呼び掛ける。	教育支援委員会における女性委員の割合40%以上の維持。	教育支援委員会選出の際、女性委員の選出を積極的に行った。	A	教育支援委員会における女性委員の割合は、70%であった。
			教育・保育課	三木市特定教育・保育施設評価委員会委員５人のうち、女性委員の選任を積極的に行う。	40%以上	三木市特定教育・保育施設評価委員会委員５人のうち、女性委員を２名選出した。	A	40%の専任を行うことができ、目標数値を達成できた。女性・母親ならではの視点で、より良い教育・保育をめざすための細やかなアドバイスをいただけた。
			生涯学習課	審議会等委員の選任に関する指針により、公募委員、女性委員の登用を積極的に行う。	公募委員（3割） 女性委員（4割）	社会教育委員(公募33%、女性27%） 公民館運営審議会（公募30%、女性30%）	B	公募、女性委員とも積極的に働きかけた。目標値まで今一歩届かなかった項目もあるため、目標達成に努める。
			図書館	図書館協議会委員７名中、女性委員が4割以上になるよう努める。	3人	図書館協議会委員７人中、女性委員が6人となった。	A	目標は達成したが、引き続き女性委員の参画への働きかけに努める。
6	自治会等への女性役員の参画への働きかけ促進	自治会等における女性役員が増えるよう、地域団体へ働きかけます。	市民協働課	役員改選時期の区長協議会連合会定例理事会や自治会運営ハンドブックで働きかける。	40%以上	区長協議会連合会定例理事会で働きかけたほか、「自治会運営ハンドブック」を全自治会の区長へ配布し、自治会への女性役員登用について周知を図った。	B	特に農村部の自治会では、慣例により世帯の代表者（男性が多い）が代表して自治会活動に参加することが多く、女性役員は必然的に少なくなる。引き続き、自治会運営ハンドブック等で自治会運営に女性の視点を取り入れる働きかけを行う。

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和４年度各課事業実施計画	目標数値（人、%、回数等）	令和４年度各課事業取組状況	自己評価	効果と課題
7	市職員や市立学校教職員の女性管理職への登用促進	性別にとらわれることなく、個人の資質や能力により管理職へ登用します。 また、女性管理職登用を推進するため、人材を育成し、女性が働きやすい職場環境をつくります。	総務課	令和5年度の人事異動において、性別にとらわれない配置と管理職への登用を行う。	女性の管理職20%を目標とする。	令和5年度の人事異動において、性別にとらわれない配置と管理職への登用を行う。	B	性別にとらわれない登用とともに、女性職員に対してキャリアアップ研修を実施するなど意識改革も必要であると考える。
			学校教育課	女性管理職の登用を推進するため、管理職としての資質向上及び女性が働きやすい職場環境づくりに努める。	小・中・特別支援学校における女性管理職登用率20%の維持。	管理職としての資質向上研修や女性が働きやすい職場環境づくりを行った。	A	小・中・特別支援学校における女性管理職の登用率は22%で、20%を維持することができた。
8	男女共同参画に取り組む団体・グループづくり	人材を育成するための講座等の修了者が活動できる場を広げるとともに、男女共同参画に取り組む団体やグループづくりを支援し、個人や団体の力量アップとともに交流を促します。	人権推進課	市民企画講座支援事業において、市内を活動拠点とするグループが開催する男女共同参画に関するセミナーに対して支援をする。		男女共同参画センター登録団体である、こらぼーよ編集委員会が原稿執筆、編集をした情報誌「こらぼーよ」を年４回発行した。 また、市民企画講座において、クマノミが主催する講座の開催を支援した。 市民企画講座 いのちのお話会　みんな知りたい自分のからだ　自分のいのち 開催日：2月4日 参加者：56人 男女共同参画の視点を学び、アンコンシャスバイアスに気づき、自分たちの可能性を広げる事業として女性リーダー育成講座「みきウィメンズすてっぷあっぷ塾」を11回開催するとともに、＋学ぶ講座として「ひょうご女性未来会議inたか」への参加と「加西市女性会議」を傍聴した。また「北播磨管内女性リーダー交流会」を2回北播磨の5市1町が合同で企画し、開催した。さらに、今年度の集大成として「みきウィメンズすてっぷあっぷ塾フォーラム『えのちゃんと考える自分らしさ～ランドセルの色＆制服』」を開催し、高校生パネラーと受講生パネラーのパネルトークや会場ワークなどを行った。	A	市民企画講座では、助産師の寺尾直美さんを講師に迎え、前半は親子の時間とし、産道体験や妊婦体験をしてもらった。後半は保護者のみの時間で、性についてどのように子どもたちに伝えたらよいのかを講師の先生からお話いただいた。参考図書なども教えていただき、非常に参加者の満足度の高い講座であったため、来年度以降男女共同参画センター事業としての実施も考えたい。

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和４年度各課事業実施計画	目標数値（人、%、回数等）	令和４年度各課事業取組状況	自己評価	効果と課題
9	働く女性の交流機会づくりと情報提供	働く女性の交流機会をつくります。 また、起業や再就職をめざす女性に対して活動支援や情報提供を行います。	人権推進課	働く女性のための、講座・セミナーなどを開催し、情報交換や交流の場を提供する。		女性のためのはたらき方セミナー（兵庫県との共催事業） 開催日：10月8日 参加者：10人	A	OFFICE HARMO代表取締役の喜田菜穂子さんを講師に迎え、セルフコーチングのセミナーを実施した。 参加者が2人1組となり、ロールプレイを中心とした参加型のセミナーのため、参加者の満足度が非常に高い講座になった。90分1回では時間が足りない内容であったため、機会があれば連続講座として実施したい。
10	男女雇用機会均等法の啓発	関係機関と連携し、男女雇用機会均等法等の趣旨及び内容を企業に啓発します。	商工振興課	兵庫労働局及び公共職業安定所他の資料を配布し、啓発する。		市内企業に兵庫労働局及び公共職業安定所他の資料を配布し、啓発した。	A	継続して資料を配布することで、男女雇用機会均等法等の趣旨及び内容を企業に啓発できた。
11	「女性活躍推進法」及び「次世代育成支援対策推進法」に基づく「事業主行動計画」策定の推進	「女性活躍推進法」及び「次世代育成支援対策推進法」に基づく「特定事業主行動計画」を市役所が策定するとともに、市内の企業にも「一般事業主行動計画」の策定を促します。	総務課	「女性活躍推進法」及び「次世代育成支援対策推進法」に基づく「事業主行動計画」の策定に取り組む。	令和4年度末までに策定する。	両方を統合させた「事業主行動計画」の策定に向けた取組みを行った。	B	令和5年度からの策定に取り組む。
			商工振興課	兵庫労働局及び公共職業安定所他の資料を配布し、啓発する。		市内企業に兵庫労働局及び公共職業安定所他の資料を配布し、啓発した。	A	継続して資料を配布することで、「事業主行動計画」の策定の必要性を啓発することができた。
			人権推進課	「女性活躍推進法」及び「次世代育成支援対策推進法」についての啓発資料等を配付する。		厚生労働省が発行する　「女性活躍推進法」の一般事業主行動計画策定を促すパンフレットや、「えるぼし」認定を促すパンフレットを配架した。	B	パンフレットを配架したが、興味をもってもらえる方が少なく、あまり効果がなかった。
12	男女共同参画に取り組む企業の奨励と周知	女性の就労促進や職域拡大など男女共同参画に積極的に取り組む企業を奨励し、市民に周知します。	商工振興課	兵庫労働局及び公共職業安定所他の資料を配布し、啓発する。		市内企業に兵庫労働局及び公共職業安定所他の資料を配布し、啓発した。	A	継続して資料を配布することで、男女共同参画に取り組む企業の推奨と周知が可能である。
			人権推進課	男女共同参画センターの情報誌などにより、就労促進や職域拡大に貢献している企業を市民に紹介していく。		就労促進や職域拡大に貢献している女性を紹介する記事を記載することができなかった。	C	就労促進や職域拡大に貢献している女性の情報が少ないが、来年度は広報誌等で紹介したい。
13	就労に関する支援の充実	就業機会拡大のための技術講習や就職セミナー等の情報を提供します。	人権推進課	女性の就職活動を支援するためのセミナーを開催する。		今年度は開催できなかった。	C	来年度はハローワークと連携し、履歴書の書き方と模擬面接の連続講座として開催したい。

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和４年度各課事業実施計画	目標数値（人、%、回数等）	令和４年度各課事業取組状況	自己評価	効果と課題
			商工振興課	兵庫労働局及び公共職業安定所他の資料を配布し、啓発する。		市内企業に兵庫労働局及び公共職業安定所他の資料を配布し、啓発した。	A	継続して資料を配布することで、就業機会拡大のための技術講習や就職セミナー等の情報を提供できた。
14	市役所での女性職員に対する人材育成の実施	職場における男女間の格差を解消するため、女性職員の発言力、自己決定力等の能力を高めるための研修等を実施します。	総務課	引き続き、専門実務研修や政策形成型研修等への参加を呼びかける。	研修参加者の女性割合を20%とする。	全研修に対して女性職員の参加は、31.9%であった。	A	引き続き、積極的に参加を呼びかける。
15	パート・アルバイト・派遣労働の適正な雇用に関する啓発	関係機関と連携し、パートタイム労働者等の適正な雇用管理について事業主に対する啓発を行います。	商工振興課	兵庫労働局及び公共職業安定所他の資料を配布し、啓発する。		市内企業に兵庫労働局及び公共職業安定所他の資料を配布し、啓発した。	A	継続して資料を配布することで、パートタイム労働者等の適正な雇用管理について事業主に対する啓発ができた。
16	起業家に対する支援	市内での起業、または第二創業をめざす起業家を支援します。	商工振興課	市内で起業、第二創業をされる方へ中小企業サポートセンターによる支援や、市の補助金により支援する。 募集については、女性枠を設け、女性の起業を推進します。		市内で起業、第二創業をされる方へ中小企業サポートセンターの窓口相談や、市の補助金により支援した。 女性枠2枠、若手枠1枠、一般枠1枠、空き家改修予算の充当枠2枠の全6枠で募集を行い、2名の女性が採択された。	A	補助金を交付することで、起業しやすい環境を整備することができた。
			人権推進課	インターネットを使った起業を考えている女性、興味がある女性向けのセミナーを開催する。		昨年度参加者が少数であったため、今年度は開催しなかった。	C	毎年の開催だとマンネリ化してしまうため、2～3年に1回程度の開催を考えている。
17	経営参画、福利厚生事業等の充実を促す啓発	経営参画、労働環境等の改善、福利厚生の整備などの促進を経済団体と連携して啓発します。	商工振興課	兵庫労働局及び公共職業安定所他の資料を配布し、啓発する。		市内企業に兵庫労働局及び公共職業安定所他の資料を配布し、啓発した。	A	継続して資料を配布することで、労働環境等の改善などについて啓発できた。
18	農業経営のための支援対策の充実	６次産業化を含めた農業経営の発展を支援するため、技術・販売・施設整備・資金など、経営展開に必要な各種支援策を総合的に推進するシステムを構築します。	農業振興課	目的に応じた各種支援策を行う。	随時	農機具を購入するため農業経家スマート化促進事業補助金の利用を希望する2経営体が補助金を受けられるように支援した。	A	申請者が求める事業に見合った支援策を提案することができた。
19	「家族経営協定」の普及	農業を行う家族間での役割分担や就業条件を明確にした「家族経営協定」を普及します。	農業振興課	家族間で活動を検討されている認定農業者・新規就農者に対して啓発、支援を行う。	随時	啓発チラシの窓口掲示及び新規就農に関する相談時に周知を行った。	C	ニーズがなく効果が見えにくい。
20	自営業の家族従業者として働く女性の就業条件の整備等についての啓発	自営業において、家族従業者として働く女性の経営参画や就業条件の整備などについて啓発します。	商工振興課	兵庫労働局及び公共職業安定所他の資料を配布し、啓発する。		市内企業に兵庫労働局及び公共職業安定所他の資料を配布し、啓発した。	A	継続して資料を配布することで、就業に関する意識の高まりが表れてくる。

基本目標Ⅰ　具体的施策№3

自己評価：A…効果有 B…課題有 C…効果無

具体的施策	市職員の意識づくりと市の発行物等における「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」の活用				
施策の内容	市職員の男女共同参画に対する意識改革のための研修を充実するとともに、市の発行物に「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」を活用し、固定的な観念にとらわれないような文章表現やイラストに留意します。				
担当課名	令和４年度各課事業実施計画	目標数値（人、%、回数等）	令和４年度各課事業取組状況	自己評価	効果と課題
企画政策課	課所管の発行物について「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」を活用し、固定的な観念にとらわれないような文章表現やイラストに留意する。また、研修会は、職員人権研修において男女共同参画の視点を含めた内容で実施する。	随時	発行物を作成する際には「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」を活用した文章表現やイラストに留意した。また、人権推進課主催の各種研修会へ積極的に参加した。	A	発行物については、今後も作成に際し、男女共同参画の視点に配慮した文章表現に留意する。また、人権研修に参加することで、課員の男女共同参画に対する意識が高まった。
デジタル推進課	男女共同参画に関する研修に職員が参加するよう呼びかけ、意識改革に繋がるような研修を実施する。市広報や刊行物等の作成に際し、男女共同参画の視点に立った、より適切な表現に留意する。	研修会の実施1回 発行物の表現の確認　100%	研修に職員が参加するように呼びかけ、研修会を１回行った。 発行物の表現の確認は、「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」を活用し文章表現やイラストに留意した。	A	今後も男女共同参画の視点に配慮した、表現やイラストに留意する。
縁結び課	庁内で実施される研修等には、積極的に参加し、男女共同参画に対する意識を高める。 また、市広報や刊行物等の作成に際し、男女共同参画の視点に立った、より適切な表現に留意する。	100%	研修に参加するよう推進し、職員の意識改革を図るよう取り組みを行った。パンフレット等の作成があれば、男女共同参画の視点に立った適切な表現に努める。	A	研修を受講し、職員の意識改革に取り組んだ。 また、パンフレット等の作成に関しては、特に検討する案件はなかったので、今後も引き続き適切な表現に留意する。
秘書広報課	市広報や刊行物等の作成に際し、男女共同参画の視点に立った、より適切な表現に留意する。 また、人権推進課が実施する男女共同参画に関する研修に積極的に参加する。	随時	市広報等の記事の作成に際し、表現や写真、イラストなど男女共同参画の視点に配慮するよう留意している。 また、男女共同参画に関する研修に積極的に参加している。	A	今後も研修に積極的に参加し、市広報等の記事の作成に際し、男女参画の視点に配慮した表現やイラストに留意する。
危機管理課	市広報やチラシの作成に際し、男女共同参画の視点に配慮した表現とする。 人権推進課が実施する男女共同参画研修に積極的に参加する。	随時	男女共同参画の視点での表現になるよう配慮する。 人権推進課が実施する男女共同参画研修に積極的に参加するよう努めた。	A	男女共同参画の視点で表現するよう努めている。

担当課名	令和４年度各課事業実施計画	目標数値（人、%、回数等）	令和４年度各課事業取組状況	自己評価	効果と課題
総務課	引き続き、男女共同参画に関連した研修への参加を呼びかける。	職員通知を実施する。	今年度は男女共同参画に関連した研修への積極的な参加を呼びかけた。 また、全職員対象とした職員人権研修において、男女共同参画に関連する内容を４回実施（同一内容）した。	A	今後も男女共同参画に係る研修の実施や参加を呼びかける。
市史編さん室	市職員の男女共同参画に対する意識改革のための研修に参加するとともに、募集案内やチラシ、ポスターなどの作成にあたっては、「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」に沿った文章表現やイラストに留意する。	随時	職員研修に参加するとともに、紀要やたより、チラシなどの作成にあたっては、「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」に沿うような表現に留意した。	A	研修に参加することにより、男女共同参画の視点を意識して職務にあたることができた。 史実を表記する場合、やむを得ない表現があることが考えられる。
財政課	男女共同参画に関する研修に積極的に参加することにより意識を高め、市広報等の記事の作成に際し、男女共同参画の視点に配慮した表現に留意する。	100%	男女共同参画の研修に参加し、市広報等の記事の作成においては、男女共同参画の視点に配慮した。	A	研修への参加により、男女共同参画に対する意識を高めることができた。今後、複数職員が参加できるよう努める。市広報等の記事の作成においては、今後も、男女共同参画の視点に配慮した表現に努める。
経営管理課	男女共同参画研修への参加や、その他のセミナー等に参加するよう努め、職員の意識改革を図る。 市広報等の記事の作成に際し、男女共同参画の視点に配慮した表現に留意する。	年１回 随時	・課員が男女共同参画についての研修を受講した。 ・市広報の記事作成において、イラストを使用の際に、一方の性別だけでなく男女両方を掲載した。	A	・職員の意識改革が図られた。 ・性差による無意識の決め付けの増長を防止した。
税務課	人権推進課より掲示されている「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」を課内職員に周知を行い、意識の向上を図る。 また、広報紙の原稿作成等で「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」を活用する。	5回	人権推進課より掲示されている「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」について課内職員に周知を行い、意識の向上を図ることができた。また、広報を行う際、「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」に留意し取り組んだ。	A	該当する事例はなかったが、今後も引き続き表現に留意する。
債権管理課	広報紙の原稿作成等で「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」を活用する。また、課内の職員を対象とした男女共同参画研修を実施し、意識の向上に努める。		・広報等掲載がないため該当なし。 ・研修に関して参加人数８名、１回開催。	A	研修を開催したことによって個人の男女共同参画社会への意識が高まった。
市民協働課	配付チラシ、啓発看板等について、固定的な観念にとらわれないような文章表現やイラストに留意する。 また、人権推進課等が開催する研修に参加する。		男女共同参画の視点での表現になるよう配慮した。 令和４年度職員人権研修「ジェンダー平等を実現するために」の研修に参加した。	A	広報物の作成に際し、今後も男女共同参画の視点に配慮した文章表現やイラストに留意していく。 研修でジェンダーに関する意識を深めることができた。

担当課名	令和４年度各課事業実施計画	目標数値（人、%、回数等）	令和４年度各課事業取組状況	自己評価	効果と課題
人権推進課	職員を対象とした男女共同参画研修を実施し、意識の向上に努める。 また、「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」を庁内掲示板等により周知するとともに、人権啓発資料などの発行に際して、固定的な観念にとらわれないような文章表現やイラストに留意する。		40代以下の女性正規職員を対象とした男女共同参画研修を開催し、アンコンシャスバイアス等に関するグループワークを行った。 開催日：10月5日 テーマ：「ガラスの天井をやぶるのは私！～力に気づこう女性たち～」 講　師：中村和子さん（オフィスEEE） 参加者： 60人	A	3～4人を1グループとしアンコンシャスバイアスについてのグループワークをした。受講後のアンケートでは「自分の中にあるアンコンシャスバイアスに気づけた」や、「管理職になるチャンスがあるならつかみたいと思った」などの感想をいただき、参加者全員が「大変よかった」「よかった」と答えるなど、非常に満足度の高い研修が開催できた。
市民課	市広報等の記事の作成に際し、男女共同参画の視点に配慮した表現とする。 また、人権推進課や総務課が実施する研修に積極的に参加する。	随時	広報等の作成時に、男女共同参画の視点に配慮した文章表現やイラストとした。 人権推進課が実施した男女共同参画研修や総務課が実施した人権研修に参加した。	A	研修に参加することにより、男女共同参画に対する知識を深めることができた。 今後も引き続き、男女共同参画の視点に配慮した文章表現に努める。
生活環境課	配付チラシ、啓発看板等について、固定的な観念にとらわれないような文章表現やイラストに留意する。 職場内人権研修において、男女共同参画をテーマに研修を行う。また、人権推進課が実施する研修に参加する。	随時 年１回以上	チラシ等の作成に当たっては、固定観念にとらわれた表現にならないよう、留意している。 また、職場内人権研修として、性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）について、内閣府の動画視聴及び感想の共有を行った。	A	職場内人権研修の実施後、課員全員に意見や感想を共有することで、多様な考え方を学ぶ機会に繋がっている。
環境課	広報やＨＰ、チラシなど、固定的な観念にとらわれないような文章表現やイラストに留意する。 研修については、市の主催する男女共同参画に関連する講演会や研修会に積極的に参加する。	研修会への参加： １回以上／年	ごみカレンダーやホームページの作成時など、固定観念にとらわれないように注意して作成した。 市の主催する男女共同参画に関連した講演会に職員も参加した。	A	担当者や組織内で、ジェンダーフリーへの意識が高まり、定着し始めた。
福祉課	研修に積極的に参加し意識の醸成を図る。また、固定的な観念にとらわれない文章表現やイラストに留意する。		研修に参加するように推進し、職員の意識改革を図るよう取組みを行った。また、発行物を作成するにあたって文書表現やイラスト等に留意している。	A	今後も文書や発行物等を作成するにあたり、固定的な観念にとらわれないように意識をして行う。
障害福祉課	所属職員を対象に職場内人権研修で男女共同参画についての研修を行い、さらに男女共同参画センターでの講座に積極的に参加する。 また、広報やホームページ、その他課の発行物について、「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」を活用し、固定的な観念にとらわれないような文章表現やイラストに留意する。	随時	職員人権研修「ジェンダー平等を実現するために」を障害福祉課員全員が受講し、深く学ぶ機会となった。また、今年度は、障がい福祉普及啓発セミナーおいて、「障害とジェンダー」の面からも取組むことができた。	A	研修を受講し、今後の対応への意識変化など見込むことができ、十分な効果があると推測される。 今後も継続して職場内人権研修等を企画し、業務に差し支えないように調整しながらできる限りの参加を目指す。

担当課名	令和４年度各課事業実施計画	目標数値 （人、%、回数等）	令和４年度各課事業取組状況	自己評価	効果と課題
子育て支援課	市広報原稿やホームページ、ガイドブック等の配布物などの作成に関しては、男女共同参画の視点に立った表現とする。 また、市主催の男女共同参画研修に参加し、課としてできることを検討する。	随時	市広報等の記事の作成に際し、男女共同参画の視点に配慮した表現としている。 市主催の男女共同参画研修に参加し、ジェンダー平等や女性の自立について学んだ。	A	今後も市広報等の記事の作成に際し、男女共同参画の視点に配慮した表現に努める。 男女共同参画研修に参加し、職員の意識を高める機会となった。
健康増進課	課所管の発行物について「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」を活用し、固定的な観念にとらわれないような文章表現やイラストに留意する。また、研修会は、職員人権研修において男女共同参画の視点を含めた内容で実施する。	随時	広報、ホームページをはじめ、各種配布物の作成については、男女共同参画の視点に配慮している。 職員研修は、男女共同参画の視点を含めた内容の媒体を使用し実施している。	A	今後も継続して、男女共同参画の視点に配慮する。
医療保険課	男女共同参画に関する研修に職員が参加するよう呼びかけ、意識改革に繋がるような研修を実施する。 また、市広報やホームページ、「こくほだより」等の発行物において、男女共同参画の視点に配慮した文章表現やイラストに留意する。	研修会の実施 1回 発行物等の表現の確認　100%	総務課開催の人権研修会を全員が受講した。 市広報やホームページ等作成する場合に文章の表現やイラストに留意した。	A	研修の受講などで職員の意識改革に取り組んだ。 今後も引き続き、男女共同参画の視点に配慮した文章表現やイラストに留意する。
介護保険課	男女共同参画に関する研修に参加するよう呼びかけ、意識改革に繋げる。 また、市広報原稿やホームページ、チラシ等の配布物を作成する際には、「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」を活用し、文章表現やイラストに留意する。	年1回 随時	課内人権研修において、男女共同参画を含めた人権研修を行った。 また、市の広報やガイドブック、ホームページ等の作成にあたり、ガイドラインに沿った文章やイラストとした。	A	課内研修の話し合いの中で、新しい気づきがあり意識改革に繋げた。 介護に関わる職業の固定的な性別役割分担の解消に取り組んだ。 今後も引き続き、男女共同参画の視点に配慮した表現に留意する。
商工振興課	市広報やチラシの作成に際し、男女共同参画の視点に配慮した表現とする。 男女共同参画研修に積極的に参加する。		固定的な観念にとらわれないような文章表現やイラストに留意する。 男女共同参画研修に積極的に参加することができた。	A	固定的な観念にとらわれないよう留意して発行物等を作成することができた。 研修に参加し、男女共同参画の必要性を改めて認識できた。
観光振興課	男女共同参画に対する研修を実施し、意識の向上に努めるとともに、市広報やチラシ、パンフレットの記事の作成に際し、男女共同参画の視点に配慮した表現、イラストとする。	随時	市広報やチラシ、パンフレットの作成に際し、男女共同参画の視点に配慮した。 また、意識の向上を図るために、課内会議で研修を行った。	A	今後も課内全体の意識を高めたうえで確認しながら作成していく。

担当課名	令和４年度各課事業実施計画	目標数値（人、%、回数等）	令和４年度各課事業取組状況	自己評価	効果と課題
ゴルフのまち推進課	市職員の男女共同参画に対する意識改革のための研修に参加するとともに、市広報やチラシなどの記事の作成に際し、男女共同参画の視点に配慮し、適切な表現を用いる。	随時	人権研修や男女共同参画研修などに積極的に参加し、課内の意識の向上に努めてきた。また、広報、ホームページをはじめ、電子申請においてなど情報を発信する際には男女共同参画の視点に配慮した表現とし、課員全員で内容の確認(チェック)を行っている。	A	研修などに積極的に参加することにより、男女共同参画の視点に今まで以上に意識し配慮することができた。 今後も引き続き、常に男女共同参画の視点に配慮するよう心掛ける。
農業振興課	ＨＰ又は市広報等の作成時に、ガイドラインに基づく適正な表現を用いる。 課内でガイドラインについての共通認識が持てるよう、研修を行う。	随時 １回/年	市広報やホームページ等の記事作成において、適正な表現に取り組んだ。	B	課内での研修が出来ず、ガイドラインの共通認識を持つことが出来なかった。
道路河川課	市広報等の作成に際し、配慮する。男女共同参画に即したテーマを決め、内容に関する研修を１回程度行う。	随時	市広報等への掲載がなかった。課内研修の実施に至らなかった。	B	関係事項が生じた場合、適切な対応を行っていく。短時間でも研修を行うよう努力する。
プロジェクト推進課	男女共同参画に関連した研修やセミナーへの参加を呼びかける。 ホームページや回覧文書等の作成に際し、男女共同参画の視点に配慮した表現とする。	随時	HP作成及び回覧文書作成にあたっては、男女共同参画の視点に配慮した表現とした。 課内の人権研修等と併せて男女共同参画に対する意識向上に努めた。	A	今後も引き続き、「男女共同参画の視点からの表現ガイドラインのチェック項目」を活用し、文章表現やイラスト掲載に留意していく。 今後も研修を実施し、積極的な参加を促す。
都市政策課	男女共同参画に対する意識改革のため、開催される研修に積極的に参加する。 市広報やホームページなど男女共同参画の視点に配慮した表現とする。	随時	研修に参加するよう努めている。 市広報やホームページなど市民へ情報発信について男女共同参画の視点に配慮した表現に努めている。	A	今後も研修に参加し意識を高めると共に、情報発信する際は男女共同参画の視点に配慮した表現に努める。
交通政策課	発行物や掲示物を作成する際には、「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」に沿った表現とするよう留意する。また交通政策課員を対象に年1回の研修を行う。		市広報等の作成に際し、表現に配慮した。 課職員に対しては、人権推進課主催の研修内容をもとに、参加職員による研修を行った。	A	引き続き、市広報等の作成に際し、表現に配慮する。
建築住宅課	市広報やチラシの作成に際し、男女共同参画の視点に配慮した表現とする。 人権推進課が開催する男女共同参画に対する意識改革に係る研修に積極的に参加する。		市広報やチラシの作成に際し、男女共同参画の視点に配慮した表現に取り組んだ。 人権推進課が開催する男女共同参画に対する意識改革に係る研修に積極的に参加した。	A	今後も市広報やチラシの作成に際し、男女共同参画の視点に配慮した表現に努める。 また、人権推進課が開催する男女共同参画に対する意識改革に係る研修に積極的に参加する。

担当課名	令和４年度各課事業実施計画	目標数値（人、%、回数等）	令和４年度各課事業取組状況	自己評価	効果と課題
水道業務課	市男女共同参画に係る研修に参加するとともに、広報やホームページ等の記事の作成に際し、「男女共同参画の視点からの表ガイドライン」に沿った表現やイラストに留意する。	随時	市男女共同参画に係る研修に参加している。 広報やホームページ等で男女共同参画に関わる記事はなかった。	A	市男女共同参画に係る研修及び課内での情報共有により、市男女共同参画に対して職員の意識向上が図られている。
水道工務課	市男女共同参画に係る研修に参加するとともに、広報やホームページ等の記事の作成に際し、「男女共同参画の視点からの表ガイドライン」に沿った表現やイラストに留意する。	随時	市男女共同参画に係る研修に参加している。 広報やホームページ等で男女共同参画に関わる記事はなかった。	A	市男女共同参画に係る研修及び課内での情報共有により、市男女共同参画に対して職員の意識向上が図られている。
下水道課	市男女共同参画に係る研修に参加するとともに、広報やホームページ等の記事の作成に際し、「男女共同参画の視点からのガイドラインに沿った表現やイラストに留意する。		市男女共同参画に係る研修に参加している。 広報やホームページ等で男女共同参画に関わる記事はなかった。	A	市男女共同参画に係る研修及び課内での情報共有により、市男女共同参画に対して職員の意識向上が図られている。
市民生活課	市広報等の記事の作成に際し、男女共同参画の視点に配慮した表現とする。 市等で開催される男女共同参画に関する研修会等への積極的な参加を行い、身近な課題として意識改革に努める。	随時	庁内掲示物の掲示等において男女共同参画の視点に配慮した。また、市で開催する男女共同参画に関する研修会へ積極的に参加した。	A	今後も広報記事の作成や掲示物の掲示において男女共同参画の視点に配慮するよう努める。
健康福祉課	男女共同参画に関する研修に参加し意識の向上を図る。市広報誌やホームページ、刊行物等の作成に関して、男女共同参画の視点に立った文章表現やイラストに留意する。	随時	市広報等の記事の作成に際し、男女共同参画の視点に配慮した表現とした。また、研修にも参加し、意識の醸成に努めた。	A	今後も男女共同参画の視点に配慮した表現に努め、研修等にも積極的に参加する。
地域振興課	市広報やチラシなどの作成に際し、男女共同参画の視点に配慮した表現とする。 市内で開催される男女共同参画研修に積極的に参加し、意識の醸成を図る。	随時	広報啓発に関する資料作成がなかった。 男女共同参画研修について、職場内の男女共同参画に関係する人権研修に参加した。	B	男女共同参画に関係する業務は少ない状況ではあるが、職員としては人権研修等を通じ、意識の醸成に努める。
会計室	職場内人権研修において男女共同参画に対する意識改革のための研修を実施する。	年１回	職場内において研修を行い男女共同参画の視点を常に持つことを再認識した。	A	固定観念や偏見にとらわれることなく人権を尊重する意識を醸成した。今後も継続的な取組が重要である。

担当課名	令和４年度各課事業実施計画	目標数値（人、%、回数等）	令和４年度各課事業取組状況	自己評価	効果と課題
議会事務局	男女共同参画に対する意識改革を目的とした研修へ参加するとともに、ホームページや市議会だよりを作成する際には、男女共同参画の視点から、より適切な文章表現やイラストとなるよう配慮する。	随時	男女共同参画に関わる研修へ所属職員が参加するとともに、ホームページや市議会だよりについては、適切な表現となるよう配慮しながら作成した。	A	今後も引き続き、男女共同参画に対する職員の意識改革に努め、発行物については適切な表現で情報発信できるよう取り組んでいく。
選挙管理委員会	①広報みき「選挙特集号」やホームページ、各種パンフレットの作成に際しては、男女共同参画の視点に立った表現とする。 ②男女共同参画について研修を行い、固定的な観念にとらわれない意識を醸成し、文書表現にも留意する。	①随時 ②年１回以上	広報の選挙特集号や、ホームページ作成などについては、男女共同参画の視点に立った表現を心掛けた。 また、庁内の研修を活用し、固定的な観念にとらわれない意識の醸成が図られるよう課内で意見交換をもった。	A	選挙特集号や、ホームページなどの表現については男女共同参画の観点からの見直しを行っている。 投票録など、決まった様式については変えることが出来ないが、可能な範囲で検討を続けていきたい。
監査・公平委員会	毎年実施している職場における人権研修において、ガイドラインを活用し固定的な観念にとらわれない意識を醸成する。	８月～９月の間に１回実施	「ジェンダー」をテーマに、１月に研修を実施した。	A	「アンコンシャスバイアス(無意識の偏見)」に注意を払って、固定的な観念にとらわれた表現がどのようなものであるのか再認識できた。
農業委員会	職場内人権研修において男女共同参画について研修等を行い、意識を醸成する。 発行物や掲示物を作成する際には、「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」に沿った表現とするよう留意する。	研修：年１回 発行物：随時	研修に参加するよう推進し、職員の意識改革を図るよう取り組みを行った。また、HPなどに掲載する際には、「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」に沿った表現とするよう配慮した。	A	HPなどに掲載する際には、「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」の視点に配慮するように努める。
消防本部	「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」を活用して、署内研修を実施し、広報紙及びホームページ等の文書表現やイラストに留意する。	各署で研修：１回 広報紙・ホームページ等の確認：100%	「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」を活用した、署内研修の開催。また、広報紙及びホームページ等の表現確認を実施。	A	男女共同参画に対する考え方を意識付けることができた。男女共同参画の考え方を念頭において、広報紙やホームページ等を作成していく。
教育総務課	男女共同参画に関連した研修に参加し、意識の向上に努める。また、ホームページ等の作成に関しては、男女共同参画の視点に立った表現とする。	随時	課員の５０%にあたる３名が、総務課開催の人権研修（ジェンダーの平等を実現するために）に出席し、意識の向上に努めた。 ホームページ等の作成に関しては、引き続き男女共同参画の視点に立った表現に留意した。	A	研修を受けて、「ジェンダー平等」の意味を再認識することができた。研修未受講の課員については、講演動画を視聴する予定である。
教育施設課	男女共同参画に対する研修を実施し、意識の向上に努めるとともに、ホームページ等の作成に関しては、男女共同参画の視点に立った表現とする。	随時	男女共同参画に関連した研修に参加し、意識の向上に努めた。 ホームページ作成時における男女共同参画の視点に立った表現に留意した。	A	今後も市職員の意識改革のための研修会に参加し、意識の向上に努め、ホームページ等作成における男女共同参画の視点に立った表現に配慮する。

担当課名	令和４年度各課事業実施計画	目標数値（人、%、回数等）	令和４年度各課事業取組状況	自己評価	効果と課題
文化・スポーツ課	市職員の男女共同参画に対する意識改革のための研修に参加するとともに、募集案内やチラシ、ポスターなどの作成にあたっては、「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」に沿った文章表現やイラストに留意する。	随時 50%	総務課が実施した人権研修に参加した。 人物やジェンダー的な要素を扱うポスター等はないが、発行物が多い部署であるため、印刷物の作成にあたっては、男女共同参画の視点に配慮した文章表現やイラストに留意する。	B	研修に参加し、職員の意識の持ち方に変化が現れた。印刷物の作成にあたっては、常に男女共同参画の視点に配慮して対応している。
生涯学習課	人権推進課が実施する研修や課内人権研修に積極的に参加し、男女共同参画に対する意識改革を図る。 また、公文書や公民館だより、地区と共催で発行するチラシ等にも、男女共同参画に対する視点を持って作成するよう留意する。	研修参加　3回程度	総務課主催・教育総務課主催・課内研修の、計３回の人権研修に参加した。（うち、ジェンダー平等がテーマの研修は１回） 広報誌やチラシの発行に際し、文書に不適切な表記がないように、男女共同参画の視点を持って留意し作成した。	A	職員の男女共同参画への意識の向上につながった。 今後、性別を表記するものの必要性について引き続き検討が必要。
学校教育課	発行物を作成する際には、「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」を活用し、文章表現やイラストに留意する。 「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」を活用し、全職員を対象に課内研修を１回実施する。		「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」を活用し研修を実施し、男女共同参画の視点に立ち、適切な文書表現やイラストの使用に留意し、資料などの作成を行った。	A	課内で男女共同参画の意識を高め、発行物作成や窓口対応にあたることができた。
学校再編室	市広報や各種たより、プレゼンテーション用資料等の作成に際し、男女共同参画の視点に立った、より適切な文章表現やイラストの使用に留意する。 「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」を活用し、全職員を対象に課内研修を１回実施する。		「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」を活用し研修を実施し、男女共同参画の視点に立ち、適切な文書表現やイラストの使用に留意し、資料などの作成を行った。	A	市広報や各種通信発行、プレゼンテーションなど男女共同参画の視点に立って作成することができた。
教育・保育課	「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」を改めて配布・回覧し、熟読する機会を設けるとともに、専任園所長主任会の中で研修の場をもつ。また、保護者等への配布物について配慮するよう周知する。		・専任園所長・主任会、保育協会理事会の場でガイドラインを配布・説明し、理解を求めた。 ・配布物等、市民の方や園所の保護者に配る前に複数の目で見直し、不適切な表現がないか、確かめ合った。	A	男女共同参画意識をもって取り組むことができた。今後も庁内だけでなく、保育現場にもはたらきかけたい。
図書館	・男女共同参画に関する研修に、職員が積極的に参加する。 ・図書館だよりや館内掲示など、男女共同参画の視点に配慮した文章表現やイラストに留意する。	・1回以上 ・随時	・男女共同参画に関する研修に、職員全員が参加することができた。 ・図書館だよりや館内掲示など、男女共同参画の視点に配慮した文章表現やイラストに留意した。	A	・今後も男女共同参画に関する研修に積極的に参加する。 ・今後も男女共同参画の視点に立った表現を意識するよう心がける。

担当課名	令和４年度各課事業実施計画	目標数値（人、%、回数等）	令和４年度各課事業取組状況	自己評価	効果と課題
教育センター	男女共同参画の視点からの表現ガイドライン等を用い、男女共同参画に対する意識改革のための研修を全職員で行う。	1回	職員が集合して研修をすることはできなかったが、ホームページやチラシなどを作成する際に、男女共同参画の視点から複数の職員で確認を行い、意識付けを図った。	A	今後も常に意識するように努める。

基本目標Ⅱ

自己評価：A…効果有 B…課題有 C…効果無

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和４年度各課事業実施計画	目標数値（人、%、回数等）	令和４年度各課事業取組状況	自己評価	効果と課題
21	事業主及び労働者への長時間労働の解消に向けた啓発	長時間労働が、男女の職業生活と家庭・地域生活の両立を妨げている大きな要因であることから、事業主に対し労働時間の短縮について啓発し、ワーク・ライフ・バランスを推進します。	商工振興課	兵庫労働局及び公共職業安定所他の資料を配布し、啓発する。		兵庫労働局及び公共職業安定所他の資料を配布し、啓発した。	A	継続して資料を配布することで、労働時間短縮の啓発ができた。
22	家庭教育を学ぶ機会や家庭教育情報を提供する場への父親の参画の促進	親や親となる男女を対象として、家庭教育を学ぶ機会と家庭教育情報を提供します。 また、特に父親の家庭教育への参画を促進するため、学習機会や学習内容を充実します。	生涯学習課	・家庭教育学級の実施。 ・乳幼児教室を土日に開催し、父親が参加しやすい日に実施する。	・家庭教育学級18回（6館） ・乳幼児教室3回	家庭教育学級は6館で17回開催した。 乳幼児教室は8館で127回実施し、父親も参加しやすいよう、土曜日・日曜日開催の事業を企画するなど、父親と子どもの参加があった。	A	利用施設の都合や幼稚園・認定こども園との連携という面から、土・日の開催が難しい部分もある。父親の参加促進のために土・日開催もひとつの方策ではあるが、父親の意識変革と父親が参加したくなる企画を考えることが課題である。
23	男性の家事・育児・介護への参画の促進	家事・育児・介護を、男女が共に担うという意識を高めるとともに、家事・育児・介護の知識や技術を学習する機会を提供します。	人権推進課	固定的性別役割分担意識を払拭するためのセミナーを開催し、市民の意識の向上を図る。		青山公民館男女共同参画セミナー出前講座 開催日：2月5日 講　師：中村和子さん （オフィスEEE） テーマ：私が気づく、私が変わる、社会が変わる～次世代にどんな社会を用意しますか～ 参加者：29人	A	少子高齢化の人口減少社会は固定的性別役割分担意識が残ったままでは成り立たないという話を分かりやすくしていただきました。 参加者は多くはなかったが、男性の参加者もおられ、熱心に聞いておられた。
			生涯学習課	男性料理教室の実施。	2回	男性料理教室を2館で９回開催し、男女が共同で家事を担うための意識づくりに努めた。	A	料理教室は参加者からの人気が高く、男性が興味を持って参加できる教室運営を今後も考えていく。
			子育て支援課	父親の子育て参加の促進をめざし、休日に家族で参加できる事業としてファミリーＤａｙを開催する。	年6回	実施回数5回 参加者数(内父親参加数) 5月1日　65人(8人) 6月19日　46人(15人) 10月30日　84人(16人) 11月20日　72人(12人) 12月18日　77人(16人) 3月18日　115人(5人)（予定）	B	休日に事業を開催することにより、父親の子育て事業の参加を促すことができ父親の参加数も増加している。 ファミリーＤａｙとして開催しており、父親の育児参加を積極的に促す事業の実施ができていない。

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和４年度各課事業実施計画	目標数値（人、%、回数等）	令和４年度各課事業取組状況	自己評価	効果と課題
			介護保険課	介護を男女が共に担うという意識を高めるため、介護の知識や健康づくりをテーマに家族介護教室や介護予防講座を開催する。		年間4回の家族介護教室や年間18回の地域介護教室を実施し、認知症予防の大切さ等を伝えるとともに男女が共に介護を担うという意識付けを行った。また、相談窓口についての周知を図った。	A	家族介護教室は、介護を男女が共に担うという意識を高めるきっかけづくりとなるため、家族介護者に対して介護に関する有用な情報を提供するとともに、懇談会を通して精神的負担の軽減を図ることができた。相談窓口について、さらに周知が必要である。
24	地域活動において男女が共に参画できるような情報や学習機会の提供	地域活動に男女が共に参画することの意義を伝える学習機会を提供し、参加を促します。	人権推進課	地域活動に男女が共に参画することの意義を伝える講演会を開催する。	１回	男女共同参画週間記念講演会 開催日：7月2日 講　師：竹安栄子さん （京都女子大学学長） テーマ：地域づくりにおける男女共同参画 参加者：会場96人　Zoom2人	A	統計を用いた日本のジェンダーギャップ指数や自治会の役員や市議会議員の女性割合を高めることの重要性について、分かりやすくお話いただけた。受講後のアンケートで8割以上の方が「満足」「やや満足」と答えられた満足度の高い講演会となった。
			生涯学習課	・女性セミナーの実施 ・高齢者教室の実施 ・各種専門教室の実施	・女性セミナー、高齢者教室50回（10館） ・高齢者教室50回（10館） ・専門教室20教室（10館）	女性セミナーは、全館で合計83回の実施があった。 高齢者教室は、全館で合計73回の実施があった。 専門教室は、全館で１１５教室があった。	A	・専門教室は、地域住民のニーズに合った形で実施できている。 ・男女共同参画の視点を積極的に取り入れて企画・運営する。
25	市役所の男性職員の育児休業・介護休暇等の取得の推進	市役所が男女共同参画のモデル事業所となるよう、ワーク・ライフ・バランスなどの研修を行うとともに、男性職員が育児休業や介護休暇等を取得しやすい職場風土づくりに取り組みます。	総務課	引き続き、男性職員の育児休業や介護休業の取得等の推進を図る。	R4.10の育児休業の改正において、あらためて職員へ周知していく。	令和4年度は介護休業の取得は無かったが、男性職員の育休取得は4件あった。	B	今後も引き続き啓発に努める。
26	ワーク・ライフ・バランスの啓発	労働者の仕事と生活の両立を支援するため、ワーク・ライフ・バランスを啓発します。	商工振興課	兵庫労働局及び公共職業安定所他の資料を配布し、啓発する。		市内企業に兵庫労働局及び公共職業安定所他の資料を配布し、啓発した。	A	継続して資料を配布することで、労働者の仕事と生活の両立について啓発ができた。
			人権推進課	ワーク・ライフ・バランスをテーマにした講座を開催する。	１回	ワーク・ライフ・バランスをテーマにした講座について、今年度は開催できなかった。	C	毎年テーマを変えてセミナーを開催しているため今年度は開催できなかったが、平成30年度に開催済み。
27	企業への育児・介護休業制度の啓発	関係機関との連携により、企業や労働者に対して、育児・介護休業制度を活用できるよう啓発します。	商工振興課	兵庫労働局及び公共職業安定所他の資料を配布し、啓発する。		市内企業に兵庫労働局及び公共職業安定所他の資料を配布し、啓発した。	A	継続して資料を配布することで、育児・介護制度の活用に理解を得られるよう啓発ができた。

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和４年度各課事業実施計画	目標数値（人、%、回数等）	令和４年度各課事業取組状況	自己評価	効果と課題
28	企業への多様な働き方の啓発	関係機関との連携により、企業に対して、フレックスタイム制度や在宅勤務等の多様な働き方について啓発します。	商工振興課	兵庫労働局及び公共職業安定所他の資料を配布し、啓発する。		市内企業に兵庫労働局及び公共職業安定所他の資料を配布し、啓発した。	A	継続して資料を配布することで、多様な働き方に理解が得られるよう啓発ができた。
29	ワーク・ライフ・バランスに配慮した企業の取組の紹介	育児・介護休業等各種休暇の取得を積極的に推進しているなど、職業生活と家庭・地域生活との両立に配慮した企業の取組を紹介します。	商工振興課	兵庫労働局及び公共職業安定所他の資料を配布し、啓発する。		市内企業に兵庫労働局及び公共職業安定所他の資料を配布し、啓発した。	A	継続して資料を配布することで、育児等各種休暇の理解に効果が得られるよう啓発ができた。
			人権推進課	ワーク・ライフ・バランスに配慮した企業の取組を紹介した冊子やパンフレットなどを配架する。		ワーク・ライフ・バランスに配慮した企業の取組を紹介した冊子やパンフレットなどを配架できなかった。	C	来年度はワーク・ライフ・バランスに関する啓発展示等、手法を変えた方法も検討したい。

基本目標Ⅲ

自己評価：A…効果有 B…課題有 C…効果無

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和４年度各課事業実施計画	目標数値（人、%、回数等）	令和４年度各課事業取組状況	自己評価	効果と課題
30	地域で子育てができる環境づくり	仕事をしている、していないに関わらず、子育て中の保護者や親子の交流を促進する場や、地域住民同士の助け合いなど、地域で安心して子育てができる環境をつくるための施策を推進します。	子育て支援課	市内において子育て支援に関する活動を行っている団体に子育て支援団体活動促進事業補助金を支給し、子育て支援活動を促進する。 市内の子どもを対象に食事を提供し居場所づくりを行う子ども食堂を運営する団体に対し、運営経費の一部を補助し、子どもが健やかに成長できる環境整備を促進する。	7団体 ６団体	申請団体：子育て支援団体活動促進事業補助金　8団体 子ども食堂運営助成事業補助金　5団体	A	補助金を利用して活動することで、長期的な活動に繋がり、保護者に対し長期的に支援することができる。 「子ども食堂」の運営を支援することで、子どもが安心して過ごせる居場所づくりとなる。
			教育・保育課	子育て拠点として、園（所）が有する機能を地域に還元する。（園庭開放、地域の方への園行事の周知等）	公立施設全園での実施	新型コロナウイルスの影響で回数は限られたが、公立施設全園において園庭開放や園行事への周知等を行い、子育て支援を行った。	B	子育て拠点として、保護者の交流の場や子育て相談窓口の役割を提供できた。
31	高齢者が住み慣れた地域で暮らせる環境づくり	高齢者が住み慣れた地域や住まいで安心して生活できるよう、介護関係の事業所（施設等を含む）や行政、住民が連携し、地域全体で高齢者やその家族を支えることのできるネットワークを構築します。	介護保険課	住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるよう地域包括ケアシステムの構築を推進する。また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に向けての準備を進めるとともに、各関係機関等との連携を深める。		生活支援コーディネーターを配置し、協議体（圏域ごとの暮らし・生活部会）に参加して、移動手段や買い物など各地域の課題解決に向けたアドバイス等の支援を行った。また、協議体が設置されていない圏域については、設置に向けた支援を行った。	A	生活支援コーディネーターの支援を受け、住民主体の協議体が7圏域（三木南・別所・志染・口吉川・細川・自由が丘・緑が丘）で設置され、地域の課題解決に向けた協議が行われている。協議体未設置の3圏域（三木・青山・吉川）の設置に向けた支援を引き続き行っていく。
32	子育てや介護に関する相談体制の充実	妊娠・出産・育児に関する相談を充実するとともに、必要に応じて医師、歯科医師、保健師等による指導を受けることができる体制づくりを進めます。 また、介護を必要とする人や介護を担う家族等が適切なサービスを受けられるよう、介護保険制度やその内容についての情報を提供するとともに、相談体制を充実します。	健康増進課	妊娠期・出産期・育児に関する相談事業を継続し、ニーズに沿ったきめ細かな相談体制の充実を図る。 また、必要に応じて医療機関及び関係課と連携し、適切な指導や対応を図る。		母子健康手帳交付時に、子育て包括支援センター及び、産前・産後サポート事業等の相談先や、産後ケア事業等産後利用できるサービスについてチラシを配布し情報提供している。 また、支援の必要性が高い妊婦に対しては、産前から相談を重ね、スムーズな育児のスタートができるよう体制を整えている。	A	個々の状況に応じた相談を行うことができた。 産後ケアを利用された産婦からは「利用して良かった」という声が聞かれている。 医療機関との連携もスムーズに行えており、早期の支援につなげることができている。

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和４年度各課事業実施計画	目標数値（人、%、回数等）	令和４年度各課事業取組状況	自己評価	効果と課題
			子育て支援課	子育て支援コーディネーターによる面接や電話による相談業務を実施する。 また、各公民館等で実施する親子ふれあい遊び（子育てキャラバン）に保育士をはじめ保健師・栄養士・臨床心理士・作業療法士が参加し相談できる環境を整える。	子育てキャラバン年間180回	子育て支援コーディネーターによる面接や電話による相談業務を実施した。 相談件数290件（見込み） 子育てキャラバン実施回数 年間184回（見込み）	A	面接や電話相談により、子育てに不安を抱える保護者の負担を軽減できた。育児不安に加え家族間の問題を抱える保護者が増加している。 子育てキャラバンは、保健師、栄養士、作業療法士等の専門職が参加することで、保護者に専門的なアドバイスができた。
			介護保険課	介護保険ガイドブックや広報・市のホームページ等により、介護保険制度やその内容を周知する。また、市内各地区（9か所）の在宅介護支援センターにおいて、地域包括支援センターのブランチとして相談業務を行うとともに、相談体制の充実に向けて、他課や関係機関との連絡調整や支援者のスキルアップを図る。		介護保険のわかりやすいガイドブックを活用し、介護を必要とする方への説明を行い、広報・市のホームページ等により介護保険制度やその内容についての周知を図った。また、地域包括支援センターや、各地区9か所にある在宅介護支援センターで相談業務を行った。	A	自身や家族が要介護となった時のための準備や相談先を提供することで、適切なサービスを受けられるよう相談体制の周知を図った。 相談内容が複雑で多岐に渡ることが増えており、他課や関係機関との連携調整や支援者のスキルアップが必要となっている。
33	子育て学習機会の充実	子どもの健やかな成長のために、子どもたちの成長に合わせ、健康教育や子育て学習の機会を充実するとともに、健康・育児相談を充実し、安心して子育てができる環境を整備します。	健康増進課	遊びや絵本を活用した子育て学習や健診・健康教室を通して健康教育の充実を図り、安心して子育てができる環境整備を進める。		みっきぃたまぴよサロン産前サポート11回、産後サポート12回、離乳食クッキング6回を開催して、妊娠・出産・育児についての知識を得る機会を提供した。	A	妊産婦の疑問に対応できている。 会場レイアウトを変更し、感染予防対策を取りながら実施できた。今後も引き続き、相談できる機会を確保していく。
			子育て支援課	子育てセミナー等の事業を展開して保護者の子育て学習を実施する。	子育てセミナー3回	実施回数 子育てセミナー　　4回 BP1プログラム　　5回	A	保護者が関心の高いテーマを選び、学習機会を提供できた。 また、ＢＰプログラムを実施することで、第１子出産後の不安を抱える母親のサポートが出来た。
34	保護者の就労時間や就労形態の多様化に対応するための保育サービスの充実	保護者の就労時間や就労形態の多様化に対応するため、延長保育や休日保育等のサービスを充実し、子育てと仕事の両立を支援します。	教育・保育課	保護者の要望により、延長保育や一時預かり保育の受け入れを行う。また年度途中の入所申込を受け付け、入所調整を行う。		保護者のニーズに応じて、延長保育や在園児の預かり保育、在園児外の児童に対する一時預かりを実施できた。また年度途中の入所受入れも継続して実施している。	A	多様な就労形態に対応する受け入れを実施することができた。
35	放課後児童健全育成事業（アフタースクール）の充実	就労や疾病、介護などにより、昼間保護者が家庭に居ない小学生を対象に、児童の保護と遊びを通した健全な育成のため、アフタースクールの運営を継続します。	教育・保育課	保護者の就労を支援するため、入所を希望する児童の適切な受入を行うと共に、在籍する児童が健全に育成されるよう援助を行う。		13箇所のアフタースクール事業所の運営を通じて、市内全ての小学校区で児童の受け入れを行った。	B	保護者の就労機会の確保に繋げることができた。一方、一部の地域においては、入所希望者が増加しており、高学年児童の待機解消について課題が残る。

№.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和４年度各課事業実施計画	目標数値 （人、%、回数等）	令和４年度各課事業取組状況	自己評価	効果と課題
36	介護サービスについての情報提供と質の向上	介護サービスの質の向上をめざして事業者についての外部評価及びその情報公開を行うよう指導するとともに、利用者や家族が安心してサービスを受けられるように取り組みます。	介護保険課	市内介護サービス事業者の一覧表を作成し、市のホームページに掲載するとともに、窓口等で配布する。 また、介護サービス事業者に対して外部評価及び情報公開を行う。		介護保険サービス事業者の一覧表の改定を行い、市ホームページに掲載するとともに、窓口等で配布し、必要な時に相談先等がわかるように介護保険サービス事業者の情報提供を行った。 地域密着型サービスの認知症対応型共同生活介護と小規模多機能居宅介護事業者に対し、外部評価及び情報公開を行うよう指導している。また、市内のグループホームの評価については来庁された方が閲覧できるよう窓口に設置している。	A	介護保険サービス事業者の情報を提供することにより、必要時の相談先の目安となり安心した生活につながった。 事業者の開設や閉設等により、随時、一覧表の改定が必要である。 外部評価及び情報公開を行うことで適正な事業所運営につながった。今後も、事業者に評価の実施を指導し、サービス受給者への人権意識を高めるよう促していく。
37	地域への出前講座の開催	男女共同参画に関する理解を深めるため、地域での取組を働きかけるとともに、公民館等での生涯学習の場において、出前講座を開催します。	人権推進課	市内の各公民館を始め、市民が利用しやすい施設等とも連携し、出前講座を開催する。	出前講座の実施 5回	男女共同参画センター出前講座 中央公民館 開催日：9月13日 講　師：斉藤容子さん 自由が丘公民館 開催日：8月26日 講　師：黒崎輝美さん 緑が丘町公民館 開催日：1月18日 講　師：藤原直さん 志染町公民館 開催日：11月17日 講　師：家島明彦さん 細川町公民館 開催日：12月11日 講　師：家島明彦さん 青山公民館 開催日：2月5日 講　師：中村和子さん	A	男女共同参画の視点を取り入れた防災対策や、性的少数者への理解、ジェンダーによるアンコンシャスバイアスなど、様々なテーマの講座が開催できた。
			生涯学習課	公民館において、男女共同参画センターと共催で、女性セミナー、高齢者教室等を実施する。	3回	男女共同参画出前講座と共催で3回実施し、積極的に促進に努めた。	B	男女共同参画に関する理解を深めるために今後も講座を計画し、意識形成に努める。

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和４年度各課事業実施計画	目標数値（人、%、回数等）	令和４年度各課事業取組状況	自己評価	効果と課題
38	高齢者の多様なライフスタイルに対応した学習機会の提供	生涯にわたって学び、学習機会を通じて新たな人間関係を育み、高齢者が経験や知識を活かしながら、その能力や意欲を発揮できるような体制をつくります。	福祉課	市内の小・中学校等で、昔遊びや戦争体験の講話など、「地域文化の伝承」を行い、高齢者の活躍の場づくりや世代間交流の支援を行う。	10回/年	市内の認定こども園や小・中学校等の児童・生徒を対象に地域文化伝承の支援をした。コロナの影響により地域文化伝承を行う機会が減少した。	B	高齢者の生きがい対策として、高齢者の経験や知識を活用した「地域文化伝承の学習」を行い、世代間交流の場が定着している。申請を行ったことのない学校もあるため、今後も周知を図る。
			生涯学習課	高齢者教室の実施。	・50回（10館）	10館で73回実施した。	A	生涯にわたって学び、学習機会を通じて新たな人間関係を育む機会の提供ができた。 さらに学習意欲を高め、高齢者大学での学びにつなげていく。
			人権推進課	公民館で開催する出前講座に、高齢者の方にも参加してもらえるよう積極的に呼びかける。		具体的施策No.37のとおり。		
39	女性の人材情報の整備と提供	女性の人材について幅広い情報を収集するとともに、人材リストを整備し、人材情報を提供します。	人権推進課	女性の人材についての情報を整備し、講師の紹介依頼などに対して積極的に支援する。		職員人権研修において、ジェンダー平等についてお話いただける講師のいただける方を紹介してほしいとの総務課からの依頼に対応した。	A	多様なテーマの講師紹介の依頼に対応できるように、今後も人材リストを整備したい。
			生涯学習課	女性セミナーの実施。	・50回（10館）	10館で83回実施した。	A	女性の人材について幅広い情報を収集し、公民館同士で共有する。
40	地域活動への男女の参画促進のための広報の充実	地域活動への男女の参画をより一層促進するための啓発を行います。	生涯学習課	公民館において、男女共同参画センターと共催で、女性セミナー、高齢者教室等を実施する。	3回	男女共同参画出前講座と共催で3回実施し、積極的に促進に努めた。	B	男女共同参画に関する理解を深めるために今後も講座を計画し、意識形成に努める。
			人権推進課	女性が地域活動に参画するメリット等についての講演会を開催する。	１回	具体的施策No.24のとおり。		

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和４年度各課事業実施計画	目標数値（人、%、回数等）	令和４年度各課事業取組状況	自己評価	効果と課題
41	ボランティア活動の支援	各種ボランティア養成講座を開催し、ボランティア活動を推進します。 また、ＮＰＯ等と連携することで地域に根ざした環境づくりをめざします。	市民協働課	ボランタリーフェスタを開催し、ボランティア活動団体の情報発信と団体間の情報共有を行うことで、老若男女問わず、様々な市民のボランティア参加意欲の高揚をめざす。 また、ボランティア団体やＮＰＯ団体へ市民活動支援金の交付を行うことにより、各団体の立ち上げや自主・自立に向けた支援を実施する。		11月にボランタリーフェスタを開催し、市民活動団体やボランティア活動団体のポスター紹介や展示を通じて、お互いの情報共有を図るとともに、まちづくりの集いと称し、区長や民生委員児童委員等で各10地域の魅力と地域間交流の可能性を考える講演を実施した。 また、2（見込み）のボランティア団体へ市民活動支援金の交付を行った。	A	市民活動センターを拠点とした情報発信や情報共有は実施できている。また、ホームページ等も活用した活動団体の情報発信も行っている。 市民活動支援金は新規で活動を開始する団体を中心に支援を行う制度であるため、既存の団体で公益的な市民活動を行っている団体は庁内全体で支援していく。
42	育児期の親が地域活動に参加できる条件整備	地域活動の際に、子どもの一時あずかりを行ったり開催時間を工夫するなど、育児期の親が参加しやすい地域活動の条件整備を行います。	人権推進課	育児期の親が参加するための取組例などを、情報誌等により紹介する。		育児期の親が参加するための取組例などを情報誌等により紹介できなかったが、会場とオンライン併用でのセミナーを開催するなど、育児期の親が参加しやすい体制を整えた。	A	今後も男女共同参画センター主催の事業は育児期の親が参加しやすいような条件を整える。
43	防災意識の高揚に向けた取組	平常時から家庭、地域、学校、職場等で防災への積極的な取組を推進し、男女が共に地域防災の担い手となる意識を高めます。	危機管理課	訓練やイベント等を実施し、多くの人が参加することで防災意識の高揚を図る。		三木市が主催する総合防災訓練や自主防災組織育成研修会及び地区まちづくり協議会が主催する地区防災訓練には多くの人が参加し、防災意識を高めている。	A	老若男女の参加があり、防災・減災についての備えを考える機会となっている。 しかしながら、これまでから訓練に参加していない人々にとって、参加したくなるような訓練内容や方法を検討する必要がある。
			消防本部	広報みき、新聞広報記事等による啓発や地域、学校、職場等での訓練を通じて、男女共同での防災意識の高揚に努める。	広報・新聞 月１回	広報みき等で地域防災についての普及啓発活動を掲載している。 また、職場等の訓練ではそれぞれが果たすべき役割を認識することで、防災意識の高揚を図っている。	A	コロナ禍であったが男女が共に助け合う大切さを啓発することができた。 今後も継続的に反復し防災意識の高揚を図っていく。
44	男女共同参画の視点を踏まえた防災の取組	防災に関する政策、方針決定の過程等において女性の参画を推進し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を整えます。 また、男女共同参画の視点を踏まえた防災計画を策定し市民に周知するとともに、必要に応じて見直します。	危機管理課	三木市地域防災計画の作成及び実施を推進する三木市防災会議における女性委員の登用を進め、男女共同参画の視点を踏まえた防災計画を策定する。	女性委員9人以上。	防災会議における女性委員は、９名の登用となった。 男女共同参画の視点を踏まえた防災計画を策定する。	A	防災会議の性質上、女性委員の９人以上を確保することはかなり難しい状況にある。 今後は、専門委員として県市の女性職員を選出する等の委員構成を検討する必要がある。

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和４年度各課事業実施計画	目標数値（人、%、回数等）	令和４年度各課事業取組状況	自己評価	効果と課題
45	男女共同参画の視点に配慮した避難所の運営	避難所運営に男女が運営委員として参画し、女性更衣室や授乳室の確保等、男女共同参画の視点に配慮して運営します。	危機管理課	避難所運営マニュアルを男女共同参画の視点に配慮し作成する。		今年度中には避難所運営マニュアルが完成する見込み。男女共同参画の視点に配慮し作成した。	A	男女共同参画の視点で作成する避難所運営マニュアルは、災害において弱者となる女性や子ども等に配慮したものとなる。
46	災害時のＤＶや性暴力被害の防止に対する取組	災害時におけるドメスティック・バイオレンス（以下「ＤＶ」という。）や性暴力被害の防止を啓発するとともに、被害が生じた場合の早期対応に向けた支援体制を整えます。	人権推進課	出前講座で、男女共同参画の視点に立った避難所の運営をテーマとしたセミナーを行い、災害時のＤＶや性暴力被害防止に対する意識を高める。		中央公民館男女共同参画セミナー出前講座 開催日：9月13日 講　師：斉藤容子さん （関西学院大学災害復興制度研究所准教授） テーマ：男女(とも)に学ぼう防災 参加者：98人	A	災害時の避難所運営に女性が参画することや、平常時から避難所運営計画に女性の視点を取り入れて策定することの重要性等について学んでもらうことができた。
			危機管理課	訓練やイベント等において啓発に努める。防犯対策も踏まえた避難所運営マニュアルを作成する。		訓練やイベント等において啓発することができなかった。 今年度中に完成予定の避難所運営マニュアルには、防犯対策も加えた。	B	訓練やイベント等において、災害時におけるＤＶや性暴力被害の防止を啓発する具体的な方法について検討する。

基本目標Ⅳ

自己評価：A…効果有 B…課題有 C…効果無

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和４年度各課事業実施計画	目標数値（人、%、回数等）	令和４年度各課事業取組状況	自己評価	効果と課題
47	妊産婦同士が情報交換のできる交流の場づくりの推進	妊娠中や出産及び産後の不安を緩和するため､妊産婦同士が気軽に情報交換のできる交流の機会や場づくりを進めます。	健康増進課	産前・産後サポート事業を実施し、妊娠期から育児期にかけての仲間づくり・交流の場づくりの機会を設け、併せて専門職による相談を通して妊娠・出産・育児への不安の解消を図る。	「みっきぃたまぴよサロン」として実施。産前サポート、産後サポートを各月１回。	みっきぃたまぴよサロン産前サポート11回、産後サポート12回、離乳食クッキング6回を開催しており、妊娠・出産・育児の知識を得たり、他の妊産婦との交流を促している。	A	開催時には、妊産婦同士で情報交換できている。 今後も感染予防対策を講じ、必要時は個別相談等によるフォローを行いながら、妊娠・出産・育児への不安解消を図れるよう事業を継続する必要がある。
48	妊娠や乳幼児に関する相談の充実	安心して妊娠・出産ができる地域医療機関や各種サービスの情報提供を行うとともに、子どもの発達や健康、育児についての相談に応じます。 また、不妊相談窓口の開設状況など、必要に応じた適切な情報提供を継続して行います。	健康増進課	子育て世代包括支援センターを中心に妊娠・出産・育児等に関する相談に応じ、不安解消と母性の醸成を図る。 不妊治療についても助成事業等の必要な情報を提供する。		随時、妊娠・出産・育児等に関する相談に応じている。 不妊治療についても個別での相談に応じ、助成事業などの必要な情報提供を行っている。 不妊治療の相談窓口については、広報みきやホームページにも掲載し、周知を図っている。	A	随時、相談に応じることで不安解消に努めている。
49	妊娠届出の早期提出に対する啓発	医療機関と連携しながら妊娠届出の早期提出を啓発し、母子健康手帳が早期に交付できるよう取り組むことにより、妊娠初期からの母子の一貫した健康支援を進めます。	健康増進課	医療機関と連携することで妊娠届出の早期提出を促進し、母子健康手帳の早期交付と、妊娠初期からの妊婦に対する一貫した心身の健康支援を進める。	妊娠11週までの交付率　100%	主な医療機関に妊娠届出書を配布し、早期提出を促している。 広報に母子健康手帳の交付について掲載し、早期提出の周知を図っている。	A	主な医療機関に配布した妊娠届出書で、約95%の方が妊娠11週までに交付に来所されている。
50	母性保護の重要性についての啓発	母性保護の重要性についての認識を広めるため、教育・啓発パンフレットの作成や講演会・講座、グループ学習を開催します。	人権推進課	情報誌において、性教育の必要性について啓発するとともに、図書や講座案内を配架し、市民に情報提供する。		情報誌「こらぼーよ」において「イマドキの性教育、さらに前進！男子にも月経教育♪」という記事を掲載した。	A	月経にまつわる女子の身体の辛さ等を男女一緒に学ぶことで、お互いに配慮する心が生まれていることについて周知することができた。
51	ライフステージに応じた保健サービスの提供と健康づくりの推進	出生期から高齢期までのライフステージに応じて、健康診査、相談、検診等の保健サービスを提供します。 また、ライフステージや身体状況に応じて取り組める運動についての情報を発信します。	健康増進課	妊娠を望む夫婦や妊娠期～子育て期の父母に対し、助成制度や乳幼児健診、相談業務等ニーズに沿った保健サービスを提供する。 また、町ぐるみ健診・健康相談・健康教室の実施を通して若年～高年層の健康意識の向上を図る。	・乳幼児健診（乳児、1歳6か月児、3歳児）を各月１回 町ぐるみ健診30回	・乳幼児健診（乳児・1歳6か月・3歳）年36回実施 ・妊娠・出産についてや乳幼児の育児や発達についての相談を受け、必要に応じて専門職の相談機会を設けている。 ・成人保健相談　総合保健福祉センター8回、吉川健康福祉センター7回実施 ・町ぐるみ健診：30回実施	A	・個々に応じた保健指導や継続的な支援を行い、母子保健の増進を図れている。 ・健診や健康相談を通して、生活習慣の改善などの助言や健康づくりの情報などを提供できた。

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和４年度各課事業実施計画	目標数値（人、%、回数等）	令和４年度各課事業取組状況	自己評価	効果と課題
52	健康で活動的に過ごせるための支援	健康で活動的に過ごせる健康寿命を延伸するため、成人期・高齢期の健康づくりを支援します。 また、うつ病などのこころの健康に関する相談を実施します。	健康増進課	町ぐるみ健診・健康相談・健康教育の実施を通して若年～高年層の健康意識の向上を図る。 令和４年度は、広報みきの特集号で健診を啓発する。	広報みき７月号掲載 成人保健相談：15回	・乳幼児健診（乳児・1歳6か月・3歳）年36回実施 ・みっきぃたまぴよサロン産後サポート　年12回実施 ・成人保健相談　総合保健福祉センター8回、吉川健康福祉センター7回実施	A	妊娠中から子育て期、成人～高齢者まで健康づくりに関する情報を提供できた。 各種健康相談を通して、各ライフステージにおける悩みに寄り添い、助言や健康づくり情報などを提供できた。今後も気軽に相談できる場として周知が必要。 健康づくりに関する情報を提供できた。 健康相談を通して、生活習慣の改善などの助言や健康づくりの情報などを提供できた。
			介護保険課	認知症や介護予防の取組について、広報で特集ページを企画したり、市のホームページを活用して普及啓発を図る。 また、継続した通いの場の提供や介護予防講座の開催などにより、高齢者の健康づくりを支援する。		広報9月号で「人生100年時代をいきいきと過ごすために」と題し、認知症やみっきぃ☆いきいき体操について特集記事を掲載、三木駅待合施設のデジタルサイネージの利用、ホームページでの体操動画等の掲載等、体操の普及啓発に努めた。また、定期的に運動指導員を派遣するなど各教室が自主活動として取り組めるように支援した。 今年度は、体力測定方法等を見直し、全教室を対象に体力測定とアンケートを実施し、結果説明に理学療法士と保健師が各教室を訪問した。また、大学と連携し、希望教室に転倒予防の学習を行った。	A	新規のみっきぃ☆いきいき体操の自主教室が4か所立ち上がり、市内での自主教室が118か所になった。今後も引き続き広報やホームページ等を活用し市内全体への普及啓発に取り組むとともに、継続した通いの場の提供ができるよう、関係団体等との連携を図っていく必要がある。
			障害福祉課	兵庫県が主催する障害者スポーツ大会や市のふれあいスポーツ大会への参加を通じて体力の維持と機能回復を図り、かつ社会参加や、他の市民の方等との交流の促進を図る。 また、うつ病などのこころの健康に関する相談等を行うこころの相談窓口を設置する。		県の障害者スポーツ大会は新型コロナ感染予防対策を実施のうえ、無観客で開催。市のふれあいスポーツ大会はニュースポーツ体験会と内容を変更し実施。ボッチャ、フライングディスク等を時間毎に振り分けて体験するようにした。 こころの相談窓口では、2月末現在で560件の相談があった。	A	次年度のスポーツ大会はどのような形で実施をするのか継続して実行委員会にて協議、関係課と連携していく必要がある。 こころの相談窓口では、コロナ関連の相談が落ち着いてきたが、継続してゲートキーパー養成にも力を入れ、周知、啓発活動を続けていく。

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和４年度各課事業実施計画	目標数値（人、%、回数等）	令和４年度各課事業取組状況	自己評価	効果と課題
53	疾病の予防、検診の充実	例えば男性特有の病気である前立腺がん、女性特有の病気である子宮がん、女性に多い乳がんや高齢女性に多いとされる骨粗しょう症等、性別や年齢により異なる健康課題についての知識を普及するとともに、疾病についての予防対策の学習や相談・検診などを実施します。	健康増進課	各種健診を定期的に受診することで、疾病の早期発見と予防に繋がることから、町ぐるみ健診等の受診啓発を進める。がん検診の無料対象者に無料券の発行とともに受診勧奨の通知を行う。	・町ぐるみ健診30回 （子宮頸がん検診8回、乳がん検診13回） ・広報みき７月号（健診特集号）掲載	・町ぐるみ健診　30回実施 子宮頸がん検診　8回実施 乳がん検診　13回実施 前立腺がん検診　30回実施 骨粗しょう症検診　30回実施 ・広報みき７月号（健診特集号）掲載 ・子宮がん検診及び乳がん検診の無料対象者の未受診者へ再勧奨通知の発送を実施した。	A	・町ぐるみ健診を計画通り実施することができた。 また、検診により、がん等の発見にもつながった。 ・がん検診の無料対象者に無料券を発行後、受診勧奨を行ったことで、受診者も増加した。
54	性感染症についての啓発と予防	性教育を正しく行うとともに、性感染症（ＨＩＶ／エイズ・クラミジア等）の予防と早期発見のため、正しい知識や情報を提供します。 また、ＨＩＶ／エイズに対する偏見や差別をなくすための取組を推進します。	健康増進課	訪問、健診、相談、思春期健康教育等を通して性感染症予防に関する正しい知識の普及や情報提供を実施する。		思春期保健福祉体験学習の事前学習で、性感染症の予防について伝えている。	A	中学生からは「初めて知ったこともある」という反応もあり、知識の普及につながった。
			人権推進課	性感染症に関する図書や、講座案内を配架し、市民に情報提供する。		性感染症に関する図書や、講座案内を配架し、市民に情報提供した。	B	性感染症に関する図書の貸出が少なかった。
55	受動喫煙や妊産婦の喫煙防止に対する啓発	受動喫煙による健康への悪影響や、母性保護の観点から、妊産婦及び近親者の喫煙防止について啓発資料を活用し、啓発します。	健康増進課	各種健康教室や相談、母子健康手帳交付時等において、受動喫煙による健康への悪影響の認識度を高め、特に妊産婦及び近親者の喫煙防止について普及啓発を行う。		妊娠届出時及び新生児訪問時に、妊産婦や家族の喫煙の有無を確認し、喫煙と受動喫煙のリスクについて指導を行っている。	A	受動喫煙のリスクついての理解は得られるが、周囲の協力が難しいことがある。
56	学校教育における薬物や喫煙等に関する教育の実施	児童生徒・保護者に対し、薬物や喫煙等に関する教育を行います。	学校教育課	児童・生徒・保護者に対して薬物や喫煙等の使用防止に関する教育や啓発を行う。	中学校薬物乱用防止教室実施率100%	保健や学級活動時に、児童生徒の発達段階に応じて薬物や喫煙などに関する指導を行った。	A	資料などを活用し、薬物や喫煙など、体に及ぼす害について学ぶことができた。
57	配偶者等に対する暴力の防止と根絶に向けての人権意識の高揚	市民に対して、配偶者等からの暴力に関して正しい理解が得られるようリーフレットを作成し配布するとともに、セミナーやシンポジウムの開催、地域における各種団体の研修会や講座等の機会を活用し啓発します。 男女共同参画センターのＤＶに関する各種資料や図書を充実します。 「女性に対する暴力をなくす運動」期間を周知することにより、ＤＶに対する問題意識を市民へ広げるよう啓発します。	人権推進課	DVに関する図書や、講座案内を配架し、市民に情報提供するとともに、「女性に対する暴力をなくす運動」期間にパネル展を開催し、市民に啓発する。		DVに関する図書や、講座案内を配架し、市民に情報提供するとともに、11月12日から25日までの「女性に対する暴力をなくす運動」期間にパネル展を開催し、市民に啓発した。	A	パネル展では、市役所正面玄関の風除室に掲示することにより、多くの市民の方に見ていただけた。

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和４年度各課事業実施計画	目標数値（人、%、回数等）	令和４年度各課事業取組状況	自己評価	効果と課題
58	性犯罪、売買春、ストーカー行為等への防止対策の実施	性犯罪、売買春、ストーカー行為等の根絶に向けた総合的な取組として、早期発見・早期対応に取り組むとともに、女性を保護する体制を関係機関と連携して進めます。	配偶者暴力相談支援センター	庁内関係部署や警察等関係機関と連携し早期発見に取り組むとともに、関係機関と連携し、被害者の安全確保のために早期に対応する。		庁内関係部署や警察等関係機関と連携し早期発見に取り組む体制を整えている。	A	2月末現在対象事例が2件あり、本人の安全を最優先に警察と連携しながら対応できた。
59	市職員を対象とした配偶者等に対する暴力に関する研修の実施	市職員を対象に研修を実施し、市職員の配偶者等に対する暴力についての認識の向上に取り組みます。	配偶者暴力相談支援センター	DV対策連携会議の構成員を対象としたDVに関する研修会を実施する。	研修会の実施 １回	ＤＶ対策連携会議構成員を対象とした研修会 開催日：11月9日 講　師：岩本華子さん （奈良教育大学特任講師） テーマ：市町村におけるDV被害者へのよりよい支援に向けて－面接ツールの活用－ 参加者：45人	A	多数の職員を対象にDV被害者の心理や支援の際に気を付けなければならないことなどについてお話いただけ、今後の被害者によりよい支援を行ううえでの参考とすることができた。
60	相談・支援体制の充実	ＤＶ被害者支援（相談）対応マニュアルに基づき対応します。 配偶者等に対する暴力についての相談窓口を周知するとともに、相談しやすい窓口の体制をつくります。 専門家と連携し、相談体制を充実します。 関係機関や関係各課と連携し、被害者の保護や自立に向けて支援します。 相談者の事務手続きの負担を軽減するための体制を構築します。 災害時におけるＤＶ被害者に対する支援体制を整えます。	配偶者暴力相談支援センター	「配偶者暴力相談支援センター」における相談体制を充実するとともに、庁内関係部署や関係機関とも連携して被害者を支援する。		被害者の情報漏洩を防ぐ手段として「セキュリティカード」を作成し、庁内電子掲示板において全職員に周知徹底するとともに、該当する被害者にカードを配布した。	A	セキュリティカードを作成し配布したことにより、被害者が周りを気にせずに自らDV被害者であることを職員に伝えることができている。 職員にとってもDV等の被害者が一目で分かるため、配慮して対応することができ、被害者のよりよい支援と情報漏洩の防止に役立っている。
61	関係機関との連携強化及び庁内ＤＶ対策連携会議の開催	庁内ＤＶ対策連携会議を開催し、ＤＶ被害者支援（相談）対応マニュアルに基づき関係各課と連携するとともに、関係職員の認識を共有します。 必要に応じて、ＤＶ被害者支援ケース検討会議を開催し、関係機関と連携して対応します。	配偶者暴力相談支援センター	庁内や関係機関との連携をスムーズに行い、迅速、効果的な被害者支援を行う体制を整えるため、DV対策連携会議を開催する。	連携会議を年１回、実務者会議を年２回開催する。	連携会議兼実務者会議 開催日：11月9日 実務者会議 開催日：2月1日	A	連携会議において、DV被害者の支援についての注意事項等について確認し合い、実務者会議ではDV被害者の心理を実感するためのバリア・モデルワークを行い、被害者の心理について学んだ。
62	ＤＶのある家庭の子ども及び家族に対する支援	ＤＶ被害者支援（相談）対応マニュアルに基づき、対応します。 子どもの目の前で行われるＤＶは、子どもへの心理的虐待に当たり、子どもにも深刻な被害を与えることから、要保護児童対策地域協議会と連携しながら早期発見に取り組み、ＤＶのある家庭の子ども及び家族への訪問、指導、援助の体制をつくるとともに、暴力の連鎖を防ぐよう取り組みます。	子育て支援課	配偶者暴力相談支援センターとの月2回の情報交換会を開催し、日頃から連携体制を整えておく。 必要に応じケース会議を開催し、支援体制を整え、迅速な対応に努める。		各関係機関と連携を密にし、ケース会議を開催し支援体制を整え、各機関が役割を担い迅速な対応に努めた。 また、ＤＶ相談室とは定期的（月２回）に情報共有を実施した。	A	ケース会議の開催やDV相談室との定期的な連絡会の実施により、連携事案の把握や迅速な対応に繋がった。

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和４年度各課事業実施計画	目標数値（人、%、回数等）	令和４年度各課事業取組状況	自己評価	効果と課題
			配偶者暴力相談支援センター	要保護児童対策地域協議会と連携し、早期発見に努める。		面前ＤＶは児童虐待であるとの認識の基、該当するケースは子育て支援課と情報共有を図り、適切に対応している。	A	今後も緊密に情報共有を図り、緊急時には即時に連携して支援を行える体制を維持していきたい。
63	児童虐待防止と救済体制の整備	児童虐待に対する相談・支援体制を充実するとともに、虐待の防止と救済のため、要保護児童対策地域協議会が協力して対応できる体制や地域のネットワークの連携強化を進めます。	子育て支援課	家庭児童相談に加え、児童虐待の予防や早期発見のための関係機関との連携強化を目的とした虐待予防ネットワーク事業（オレンジネットワーク）を実施する。 また、虐待防止研修会を実施し、関係者の理解を深めるとともに専門性の強化を図る。	・保育所、認定こども園、学校等47施設訪問 ・虐待予防研修会1回実施	子ども家庭支援員による相談を実施し、相談者のニーズに的確に対応していくため関係機関と連携を図りながら支援体制の充実に努めた。また現場との連携を目途に、保育所、認定こども園、学校等を訪問し情報交換した。	A	オレンジネットワーク事業では、学校園だけで抱えているケースの共有が図れ、連携支援に繋がった。 また、関係機関との連携を目的とした研修会を開催し、虐待予防の意識を高める機会となった。
			配偶者暴力相談支援センター	要保護児童対策地域協議会及び関係機関と連携し、支援する。		要保護児童対策地域協議会に出席することにより、情報共有が図れ、緊急時にスムーズに対応できる体制ができている。	A	面前ＤＶなど子育て相談が直接関わっていない事案にも、要保護児童対策地域協議会と連携することにより、児童の安全に配慮した対応ができている。
			健康増進課	保健師、助産師、看護師等の専門職が訪問指導等を行い、関係機関と連携しながらケースの早期把握と虐待防止、救済体制の強化を図る。		生後4か月までにこんにちは赤ちゃん訪問を行い、養育状況を確認し、育児の不安や保護者の相談にのっている。	A	訪問実施時に、不安や困ったことについて確認し、関係機関の支援が必要な方については連携した。
			学校教育課	虐待が疑われる情報が入った際には、早急に学校・子育て支援課・福祉課などの関係機関と連携を行い、必要に応じてケース会議を実施する等、早期対応を行う。		教育現場における児童虐待対応マニュアルを活用し、各校で研修の周知を行った。学校・市教委・関係機関が連携を図り、必要に応じてケース会議をするなど、迅速な対応を行った。	A	学校・市教委・関係機関が連携することで早期対応をすることができた。今後も関係機関と情報共有を図り、早期発見・早期対応をしていく。
			教育・保育課	各園（所）に配付している「児童虐待対応マニュアル」を活用するなど、園（所）から虐待が疑われる情報が入った際には、素早く関係機関と連携を行い、必要に応じてケース会議を実施していく。		虐待防止のために、園所内や市教委、各関係機関が連携を取って情報共有を行うとともに、必要に応じてケース会議や面談を実施した。	A	虐待に対しての早期発見、情報共有、連携を図ることができた。今後も各関係機関と連携を深め、虐待予防・早期発見に努めたい。

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和４年度各課事業実施計画	目標数値（人、%、回数等）	令和４年度各課事業取組状況	自己評価	効果と課題
64	高齢者、障がい者の虐待防止と救済体制の整備	高齢者、障がい者の虐待に対する相談・支援体制を充実するとともに、虐待の防止と救済のため、関係機関が協力して対応できる体制や地域のネットワークの連携強化を進めます。	介護保険課	高齢者虐待の知識や相談窓口の啓発を行うとともに、困難事例や虐待を把握した場合は、専門職種が相互に連携して、早期に対応、支援を行う。 また、虐待相談受理後から終結までに行われる支援について、警察や他課、関係機関と情報共有が得られるように連携を深めていく。		困難事例や虐待事例を把握した場合は、関係機関と連携を図りながら速やかに対応した。	B	関係機関の専門職と連携を図りながら成年後見制度や介護サービス等が適切に利用できるよう、速やかに支援を行っている。 早急に分離が必要な場合に、金銭面や空き状況等から、受け入れ施設の調整に時間がかかる場合がある。
			障害福祉課	虐待相談窓口を設置。 県が開催する虐待をテーマとする研修会に、市内事業所等の参加を促し、虐待に対する理解と認識を深めるとともに虐待相談窓口の啓発を行う。また、12月の障がい者週間に障害者虐待防止に関する研修会を開催予定にしている。		令和４年度も昨年度に続き、基幹相談支援センター職員全員が県主催の障害者虐待対応向上研修を受講し、虐待相談や通報があった際に対応した。また、12月の障がい者週間に市内の法律事務所の弁護士を招き、司法の視点から障害者虐待防止についての研修会を開催、参加者と共有した。	A	令和4年度より障害者虐待防止に関する研修が義務化となったこともあり、虐待防止に対する意識が高まってきている。研修に参加した専門職の方々からも質問が出ており、対応に関する前向きな姿勢がうかがえる。 しかし、虐待かどうか疑わしいケースについて相談や通報が遅れることもまだまだあるため、連携強化をさらにはかっていく必要がある。
65	学校教育、社会教育の場での各種ハラスメント防止のための啓発・教育	各種ハラスメント防止のための啓発及び教育に取り組みます。 「セクハラ」「パワハラ」「妊娠・出産・育児又は介護」等にかかるハラスメント防止の指針に基づき、早期発見に努めるとともに、相談体制を充実します。	人権推進課	「セクハラ」を始めとするハラスメント防止に関する図書を配架し、啓発する。		ハラスメント防止に関する図書や、講座案内を配架し、市民に情報提供した。	B	ハラスメント防止に関する図書の貸出が少なかった。
			学校教育課	スーパーカウンセラーやスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置することにより、学校の相談体制の充実を図る。		スクールカウンセラー、スーパーカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置し、相談体制の充実を図った。	A	学校の相談体制を充実させることにより、児童生徒や教職員が相談しやすい体制を整えることができた。
			教育センター	教育相談を実施して、早期発見と啓発に努める。	年間相談件数500件以上	2月末までで、422件の相談があった。すべての相談について、時間をかけて丁寧に対応した。	A	今後も来談者に寄り添った丁寧な対応を継続する。
66	市職員に対する各種ハラスメント防止に関する研修の実施	市職員に対し、「職場におけるハラスメントの防止等に関する要綱」を周知するとともに、各種ハラスメントの研修を充実します。	総務課	職場におけるハラスメント防止に関する職員通知や研修等を実施する。	職員通知を実施する。	令和4年度の内部研修において、カスタマーハラスメント研修を２回実施（同一内容）した。	A	カスタマーハラスメントに対する適切な対応方法や手順を学んだ。今後の各種ハラスメントの防止のために研修の実施や周知を行う。

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和４年度各課事業実施計画	目標数値（人、%、回数等）	令和４年度各課事業取組状況	自己評価	効果と課題
67	企業等への各種ハラスメント防止に関する支援	職場での各種ハラスメント防止について、企業や労働者へ啓発します。	商工振興課	兵庫労働局及び公共職業安定所他の資料を配布し、啓発する。		市内企業に兵庫労働局及び公共職業安定所他の資料を配布し、啓発した。	A	継続して資料を配布することで、各種ハラスメント防止の啓発ができた。
68	障がいのある人が自立するため、必要な情報の提供と企業に対する啓発活動	障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活し、社会参加や地域活動ができるよう、サービスの選択に必要な情報を提供します。 また、雇用を充実するため、ハローワークと連携し、企業に対して啓発します。	障害福祉課	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスや児童福祉法に基づく児童通所支援の提供、三木市障害者基幹相談支援センター等による生活や就労に関する支援や情報提供を行う。		障害者基幹相談支援センターでの就労相談件数は延58件あった。 また、障害者継続雇用の手助けを目的とした「障害者雇用促進助成金交付事業」の制度案内チラシを市内企業に配付した。助成金交付件数は９件。	A	法定雇用率が引き上げられ、企業が障がい者を労働者として求める機会が増えている。今後も継続して企業と就労を希望する障がい者をスムーズに結びつけるかが課題となる。
			商工振興課	兵庫労働局及び公共職業安定所他の資料を配布し、啓発する。		兵庫労働局及び公共職業安定所他の資料を配布し、啓発した。	A	継続して資料を配布することで、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活し、社会参加や地域活動ができるよう、サービスの選択に必要な情報の提供ができた。
69	障がいのある子どもを持つ保護者と障がいのある保護者の子育てへの継続的な支援の充実	障がいのある子どもに対し、継続して支援するとともに、その保護者に対しても相談等、必要な支援を実施します。 また、障がいのある保護者に対して、子育てに係る継続した支援を実施します。	障害福祉課	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス及び児童福祉法に基づく児童通所支援の提供を行っていく。		事業所の増加に伴い、事業に対して三木市独自のルールを設定、スムーズに福祉サービスが利用できるように学校や福祉サービスの事業所に周知を図った。	A	学校・福祉・家庭との連携をとり、スムーズに運用できた。支援が必要な児童が増加しているため、受け入れ事業所や、療育に対する日数の整備など検討していく必要がある。
			子育て支援課	子育て支援相談窓口やキャラバン等の事業を通じて、情報提供及び関係課と連携を図り専門的な相談を案内する。		子育て支援相談窓口での相談を主に要支援児童連絡会で関係機関と情報共有を行い、適切な相談先を案内した。	A	子育て支援コーディネーターを配置することで幅広い相談を受け入れることができている。要支援児童連絡会で関係機関と情報共有もできた。
			健康増進課	健診や相談業務を通して乳幼児の障がいや発達の遅れを早期に発見し、必要な支援を受けることができるよう関係機関等との連携を図る。	・乳幼児健診（乳児、1歳6か月児、3歳児）を各月１回 ・５歳児発達健診、５歳児発達相談を9～3月に実施。 ・すこやか相談年１２回、発達相談年５０回程度	1歳6か月、3歳児健診においては、心理職を配置している。 また、医師、心理士等による発達専門相談を定期的に実施し、関係機関との連携も継続している（発達専門相談：51回）。	A	障害の早期発見だけでなく、保護者の育児の不安等を解消するとともに、児の心身のすこやかな発達を促す取組であるため、今後も継続する必要がある。 感染予防対策をとりながらの健診・相談継続実施の工夫が課題である。

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和４年度各課事業実施計画	目標数値（人、%、回数等）	令和４年度各課事業取組状況	自己評価	効果と課題
			教育センター	発達教育相談を医師により実施する。	月1日、1日あたり最大3件の相談を実施	2月末までで、24件の相談があった。教育相談を入口にして、医師への相談へつなげるようにした。	A	今後も教育相談からはじめ、医師からの助言が必要なケースを適宜つなげるようにする。
			学校教育課	スーパーカウンセラーやスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置することにより、学校の相談体制の充実を図る。		スーパーカウンセラーやスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを増員し、相談体制の充実を図った。	A	学校の相談体制を充実されることで、保護者が相談しやすい環境や体制を整えることができた。また、必要に応じて関係機関につなぐことができた。
70	ひとり親家庭等への支援	ひとり親家庭等、生活支援を必要とする家庭に対して相談・支援体制を充実するとともに、就労に必要な知識、技能の習得を支援します。	教育・保育課	経済的負担を抱える生活困難な家庭に対して保育所等への入所の配慮や、利用可能な制度の周知を図る。		保育所・認定こども園等への入所・入園の配慮や、経済的負担の軽減を行った。	A	園や窓口のほか、子育て支援コーディネーターを通じての相談体制の充実が図られている。今後も継続した取り組みを行う。
			福祉課	就労支援を積極的に行い、ハローワークと連携を図りながら、就労に結びつける。	2人	対象３名のうち２名が就職までつなげられた。 １名は支援開始したばかり。	A	困窮しているだけではなく、障がいがある可能性の方が多い。ハローワークだけでなく、他部署と連携強化に努める。
			子育て支援課	ひとり親家庭を対象に、子どもの養育や、保護者の就労、離婚問題など生活全般に関する相談に応じる。併せて就労技術習得へ向けてサポートも行う。		相談内容に応じて、弁護士、自立支援員、社会福祉協議会、ハローワーク等関係機関と連携した。ハローワークとの研修会を実施し、就労支援に向けたサポート強化に取り組んだ。	A	ハローワーク等の関係機関と連携し、ひとり親の就労支援を行った。就労につながらないケースもあるため、関係機関と調整し支援を継続する必要がある。
71	多文化理解のための教育・啓発の実施	多文化共生理解講座の開催など、多文化の理解について啓発するとともに、学校教育や生涯学習において多文化共生の視点を取り入れた学習を実施します。	市民協働課	三木市国際交流協会と連携し国際理解講座を開催する。リーフレットや広報誌等で外国人住民の現状などを共有し、多文化共生意識の向上を図る。		多言語情報の一環として、三木市で生活する外国人住民のための「三木市生活ガイドブック（中国語版）」を発行。 姉妹都市周年事業として、座談会を2回開催し、62人が参加した。 三木市国際交流協会が「国際理解講座」を6月に2回、9月と２月に実施し、116人が参加した。 市内各公民館等で4回、市内小学校で2回、高校で6回、大学で3回の出前講座を行った。	B	ガイドブック等は、「外国人住民相談窓口」に寄せられるコミュニケーション不足からのトラブルの解消等に活用した。市民に対する多文化共生の啓発は、同じ地域に住む者同士の国際理解を深めることやコミュニケーションを推進することが大切である。市民に「やさしい日本語」を周知し、言葉や習慣などのちがいからできる問題を解消し多文化共生のまちづくりを推進する。

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和４年度各課事業実施計画	目標数値（人、%、回数等）	令和４年度各課事業取組状況	自己評価	効果と課題
			学校教育課	児童生徒に対して、多文化共生の理解と啓発を進めるとともに、外国人児童生徒の自己実現を支援する。		国際理解教育や多文化共生教育を総合的な学習の時間などで実施した。また、外国人児童生徒等指導補助員の派遣や日本語指導・オンライン交流会の実施などを通して、外国人児童生徒の支援を行った。	A	児童生徒の多文化共生の理解は年々、深まっている。引き続き、母語支援や日本語指導を充実させ、外国人児童生徒の自己実現を支援していく必要がある。
72	外国人に対する外国語案内表記等の充実と相談体制の充実	必要な各種情報を多様な言語や漢字のルビふり、「やさしい日本語」で効果的に発信できるよう、関係機関と連携し、支援します。 また、外国人が安心して生活できるよう、相談体制を充実します。	市民協働課	「やさしい日本語」の必要性と理解の普及を図り、市職員の多文化共生意識の向上を促進する。外国人住民への情報伝達や手続きの円滑化を図るため、各課の作成・発行する書類（通知・案内等）について、外国人住民が理解しやすいよう工夫をするなど、行政サービスの不平等や情報格差の解消に努める。「やさしい日本語」での窓口対応を促進する。外国人住民の相談ニーズに応えるため、各種行政手続、日常生活や在留資格などに関する一元的相談窓口の充実を図る。		「やさしい日本語」での窓口対応を促進するため、職員研修として「やさしい日本語」研修を2回実施、参加者は会話編39人、書き言葉編33人。 「多文化共生理解講座」を2回実施、参加者は1回目30人、2回目24人。 また、「外国人のみなさんへ」のホームページの活用、市民への案内通知や手続き等に「やさしい日本語」を効果的に発信できるよう、関係課と連係、支援を行った。	B	外国人住民の相談では、日常生活や在留資格の他、税金の納め方や税金の滞納、マイナンバーの相談が多くなっている。地域住民からは、外国人住民のごみ出しルールや交通ルールについて苦情が多い。いずれにしても行政情報が外国人に伝わっていないことが原因と考えられる。
			財政課	組織改正に伴い、ルビを記載した案内表示看板及び庁内案内冊子の更新を行う。 また、総合案内の外国人対応において国際交流協会との連携強化を図る。	100%	庁内案内表示看板及び庁内案内冊子の更新を行った。また、外国人対応においては、国際交流協会に協力を要請し、対応している。	A	庁内案内表示看板及び庁内案内冊子の更新により、外国人に情報を発信することができた。また、庁内案内表示看板の多言語化が望ましいが、現状のスペースでは表示が難しいため、同看板に二次元コードを併記し、ホームページに掲載した庁内案内冊子とリンクさせて情報を発信した。 総合案内の外国人対応においては、必要な窓口に案内することができた。
73	「ユニバーサルデザインのまちづくり」事業の推進	高齢者や障がい者、外国人等、だれもが暮らしやすく活動できるまちづくりを進めます。	都市政策課	ユニバーサル社会づくり推進地区の協議会設立を目指す。		協議会設立に至らなかった。	C	協議会設立を依頼できそうな組織の抽出。

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和４年度各課事業実施計画	目標数値（人、%、回数等）	令和４年度各課事業取組状況	自己評価	効果と課題
74	性的少数者に関する教育・啓発、情報発信	性的少数者の存在を認識し、困難な状況を理解するための啓発活動を行うなど、職場や地域における理解を深めるための取組を推進するとともに、学校教育の場において、児童生徒が安心して学校生活を送ることができる環境づくりを推進します。	人権推進課	性的少数者を正しく理解するための啓発展示を実施するとともに、市民の理解度について把握するためのアンケート調査を実施する。		同和教育セミナーにおいて、当事者の方を講師に迎え講演会を開催した。 開催日：６月17日 テーマ：「パパは女子高生だった」自分らしく生きること 講師：前田　良さん 参加者：６９名 市内公民館や図書館において、性的少数者に関する啓発展示を13回行った。 また、啓発展示や講座の開催時等においてアンケートを配付し、1,006件回収できた。	A	同和教育セミナーでは、多様な性について、講師自身の体験を交えてお話いただけた。「性の多様性というより、一人一人認めることが大切だと気づかされた」など意識が変わったという感想が多くあり、参加者の満足度も高いセミナーであった。 パートナーシップ制度の導入に肯定的な意見が85.0%、否定的な意見が4.2%であり、市民の性的少数者に関する理解が深まってきていることが把握できた。
			商工振興課	兵庫労働局及び公共職業安定所他の資料を配布し、啓発する。		兵庫労働局及び公共職業安定所他の資料を配布し、啓発した。	A	継続して資料を配布することで、性的少数者に関する啓発及び情報発信ができた。
			学校教育課	性的少数者の存在を認識し、その困難な状況を理解するための指導や支援を行うなど、学校において、全ての児童生徒が安心して学校生活を送ることができる環境づくりを推進する。		性的少数者への理解を進めるための教育や環境づくりなどの配慮を行った。	A	すべての児童生徒が、安心して学校生活が送れるよう、環境づくりを進めることができた。
75	公文書等における性別表記の見直し	性的少数者への人権尊重の観点から、公文書等における不必要な性別表記の見直しについて検討します。	全庁	具体的施策75のシートに記載				
76	複合的に困難な状況にある女性に関する支援体制の充実	高齢であること、障害があること、外国人であることなどに加え、さらに女性であることにより、複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意し、関係課が連携して支援します。	福祉課	関係課と連携して、相談者に寄り添い細やかな相談、支援を行う。	３人	対象３名全員が就職までつなげられた。	A	関係課と連携もスムーズにできているが、今後も市全体での連携が必要である。
			介護保険課	障害のある高齢者、外国人の高齢者など複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意し、関係課と連携して支援していく。		庁内他課や関係機関と連携を取り、複合的困難な状況に置かれている高齢者やその家族に対し支援を行った。	A	庁内他課や関係機関との連携がスムーズにできており、迅速な対応が行えた。 今後も、支援体制の充実に向け、関係各機関との連携強化に努める。
			障害福祉課	三木市障害者基幹相談支援センターにおいて、社会福祉士や精神保健福祉士等の専門職が障がいのある方やその家族等に関するさまざまな困り事等の相談を実施する。		今年度は4人体制（1月以降は3人体制）で基本・計画相談支援を実施。社会福祉士、精神保健福祉士、相談支援専門員等の専門職を配置し、ご本人及び支援者等の関係機関と連携。	B	年々相談件数が増加。相談員不足が深刻であり、対応可能なケースに限りがある。今後は人員確保とオンラインを利用した体制整備を検討していく必要がある。

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和４年度各課事業実施計画	目標数値（人、%、回数等）	令和４年度各課事業取組状況	自己評価	効果と課題
			市民協働課	「一元的相談窓口」にて女性の人権に関わる相談があれば、速やかに担当課と連携し情報共有を図り支援を行う。		該当する事例はなかった。	C	女性の人権に限らず、必要に応じて担当課と連携し支援した。
			配偶者暴力相談支援センター	高齢である、障害がある、または外国人であるDV被害者に対して、関係各課と連携しながら支援に努める。		複合的に困難な状況におかれている被害者については、関係課とケース会議を開催し、情報共有し対応している。	A	配偶者暴力相談支援センターに来所される方の支援は、センター単独で完結できない。 今後も関係課と連携を密にし、被害者のよりよい支援に繋げたい。

基本目標Ⅳ　具体的施策№.75

自己評価：A…効果有 B…課題有 C…効果無

具体的施策	性的少数者への人権尊重の観点から、公文書等における不必要な性別表記の見直しについて検討します。				
施策の内容	公文書等における性別表記の見直し				
担当課名	令和４年度各課事業実施計画	目標数値（人、%、回数等）	各課事業取組状況	自己評価	効果と課題
企画政策課	公文書等の性別表記については、文書ごとに表記の必要性を判断し掲載を検討する。	随時	公文書等における不必要な性別表記を省く。	A	引き続き公文書等の性別表記の要否について、確認および適切な対応を行うようにする。
デジタル推進課	公文書における不必要な性別表記はない。				
縁結び課	公文書における不必要な性別表記はない。				
秘書広報課	当課における公文書等には性別表記はない。				
危機管理課	公文書等における不必要な性別表記の見直しを検討し、訂正していく。		不必要な性別表記を見直し訂正していく。	A	性的少数者に配慮し、性別表記を見直し、訂正している。
総務課	公文書等における不必要な性別表記については見直し済である。引き続き留意していく。		今年度についても、指摘する案件はなかった。	A	引き続き留意していく。
市史編さん室	公文書等の作成において、性別表記を行うことはない。 出版物の本文中の表現については、引き続き慎重を期す。				
財政課	公文書等の作成時に不必要な性別表記を行わないよう留意する。	100%	公文書の性別表記について、不要なものは求めないよう配慮している。	A	不要な性別表記は求めていない。 今後も公文書における不要な性別表記を求めないよう配慮していく。
経営管理課	公文書等における不必要な性別表記を行うことのないよう留意する。	随時	当課において、不必要な性別表記を行う公文書を作成していない。	A	不必要な性別表記による性的指向少数者への心理的な負担等はなかった。
税務課	公文書等における不必要な性別表記はない。				
債権管理課	公文書等における不必要な性別表記はない。				
市民協働課	文書、申請書などの作成時には、不必要な性別表記について留意する。		統計調査等において必要な場合を除き、文書、申請書などの作成に際し、不必要な性別表記について留意した。	A	今後も不必要な性別表記について留意していく。

担当課名	令和４年度各課事業実施計画	目標数値（人、%、回数等）	各課事業取組状況	自己評価	効果と課題
人権推進課	実施計画の策定を徹底することにより、公文書における不必要な性別表記の見直しについて啓発する。		性別表記を有する公文書を取り扱っている全ての課において、実施計画、取組状況を記載してもらうよう徹底できた。	A	今後、具体的にどの文書の性別表記を見直したか把握できるよう努めたい。
市民課	公文書等における不必要な性別表記の見直しを行う。	随時	公文書の見直しを行った結果、不必要な性別表記は無かった。	A	今後作成する公文書についても、不必要な性別表記は行わないこととする。
生活環境課	配付チラシ、啓発看板等について、不必要な性別表記を精査し、文章表現やイラストに留意する。	随時	十分達成できた。	A	特になし。
環境課	当課における公文書等には性別表記はない。				
福祉課	公文書等を作成するにあたり、不必要な性別表記について見直しを検討する。		公文書等作成時に、性別表記が必要な場合は、不適切な表記になっていないか検討するようにした。	A	公文書作成時には多くの目で確認し、継続して性別表記の必要性を検討する。
障害福祉課	公文書等における不必要な性別表記の見直しについて検討する。		公文書等における不必要な性別表記の見直しを検討した。	A	今年度訂正したものはなかったが、引き続き公文書等における、不必要な性別表記の見直しを検討する。
子育て支援課	公文書等における不必要な性別表記の見直しを検討し、訂正していく。	随時	児童手当等の申請書類は現行どおり、性別表記をして受付を行っている。	B	児童手当等の申請書類は国から示された様式であるため、一律に性別表記を削除することは事務処理上難しい。
健康増進課	性的少数者への人権尊重の観点から、公文書等における不必要な性別表記の見直しについて検討する。	随時	性別により成長曲線（体格）の基準が異なる、身体面の疾患のチェック項目や基準が異なるなど性別区分が必要な場合も多いため、健診や健康相談等の保健事業全般については、性別表記を求めた。	B	性別表記の不要な保健事業について検討する。
医療保険課	公文書等における不必要な性別表記の見直しを検討する。	随時	公文書等における不必要な性別表記を見直し、保険証再発行申請書や限度額証の性別表記を削除（ともにR4.9月～）した。	A	引き続き公文書等における不必要な性別表記の見直しを検討する。
介護保険課	公文書等における不必要な性別表記の見直しを検討する。 介護保険の各種証書や申請書のうち、法改正されたものについて性別表記を省略する。		「介護保険被保険者証」等について、令和４年４月から性別表記を省略した。	A	申請書等における性別表記を見直すことで不必要なものは求めないようにした。 引き続き、公文書等における不必要な性別表記の見直しを検討し、訂正していく。
商工振興課	公文書等における不必要な性別表記があれば、見直しを検討し、訂正していく。	随時	公文書等における不必要な性別表記の見直しを検討した。	A	今年度訂正したものはなかったが、公文書等における不必要な性別表記について検討することができた。

担当課名	令和４年度各課事業実施計画	目標数値（人、%、回数等）	各課事業取組状況	自己評価	効果と課題
観光振興課	アンケート等における不必要な性別表記の見直しを検討し、訂正していく。	随時	アンケート作成の際、性別欄を省くなどの留意をした。	A	今後も引き続き男女共同参画の視点に立った表記により実施する。
ゴルフのまち推進課	アンケート等における不必要な性別表記の見直しを検討し、適切な表記に訂正していく。	随時	性別欄の選択肢を増やし、適した表現であるかなど、文章表現などに常に留意した。	A	今後も引き続き、性的少数者に配慮し、性別表記を常に見直し訂正する。
農業振興課	関係課と連携し、必要に応じて適正な表記に訂正していく。	100%	鳥獣対策専門員の受験申込用紙の性別欄を「任意又は未記載とすることも可能」との記載を追加した。	A	引き続き、不必要な性別表記があった場合は表現を検討し、訂正していく。
道路河川課	公文書等における不必要な性別表記の見直しを検討し、訂正していく。	随時	公文書等の作成時に不必要な性別表記を行わないよう注意を払った。	A	関係事項が生じた場合、適切な対応を行っていく。
プロジェクト推進課	公文書等における不必要な性別表記の見直しを検討し、訂正していく。		性別を見直した公文書はなかったが、資料等の作成では、性別表記の見直しを推進し、性別を連想させるような表現は修正した。	A	公文書等の作成にあたっては、性別に関する表記は特に留意していく。
都市政策課	公文書等における不必要な性別表記の見直しを検討し、訂正していく。	随時	公文書等の作成の際は、不必要な性別表記がないか見直しを行った。	A	今後も見直しを行い、不必要な性別表記があった場合は訂正していく。
交通政策課	公文書等における不必要な性別表記の見直しを検討し、訂正していく。		三木市における地域公共交通に関するアンケート調査に際し、「男・女」に加え「その他」と「回答しない」を設けて、調査を行った。	A	引き続き、公文書等における不必要な性別表記の見直しを検討し、訂正していく。
建築住宅課	公文書等における不必要な性別表記の見直しを検討し、訂正していく。		公文書等に不必要な性別表記がないか確認した。	A	引き続き公文書等に不必要な性別表現がないか確認し、あれば訂正していく。
水道業務課	当課における公文書等には性別表記はない。				
水道工務課	当課における公文書等には性別表記はない。				
下水道課	当課における公文書等には性別表記はない。				
会計室	当所属における公文書等には性別表記はない。				
議会事務局	公文書等における不必要な性別表記は見直し済みであるが、引き続き、留意していく。	随時	公文書等の作成の際に、不必要な性別表記がないか確認したが、改善が必要なものはなかった。	A	今後も引き続き、公文書等を作成する際には、不必要な性別表記がないか留意していく。

担当課名	令和４年度各課事業実施計画	目標数値（人、%、回数等）	各課事業取組状況	自己評価	効果と課題
選挙管理委員会	不要な性別表記はしないこととする。	100%	法令や規則で決まっているもの以外は、不要な性別表現を見直している。	A	決まった様式に従わざるをえないものも多いが、継続的に見直しを進めていきたい。
監査・公平委員会	当所属における公文書等には性別表記はない。				
農業委員会	性別表記に関しては、女性委員数及び女性農業者数の把握のための利用に限定する。	100%	性別表記に関しては、女性委員数及び女性農業者数の把握のための利用に限定している。	A	今後も申請書等における不必要な性別表記を求めない。
消防本部	公文書等における不必要な性別表記があれば、見直しを検討し、訂正していく。	随時	不必要な性別表記はなかった。	A	今後も、「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」に沿って、不必要な性別表記があれば、見直しを実施していく。
教育総務課	申請書類等の性別表記の必要性を検討し、必要でないものには性別欄を設けない。	随時	不必要な性別標記がないか、文書作成時に見直しを行った。	A	今後も随時見直しを継続する。
教育施設課	公文書等における不必要な性別表記の見直しを検討し、訂正していく。	随時	公文書における不必要な性別表現についてチェックを行った。	A	今後も公文書における不必要な性別表現の見直しを継続していく。
文化・スポーツ課	公文書等における不必要な性別表記の見直しを検討し、表記に留意し訂正があれば訂正していく。	随時 50%	申請書等の記載が不必要なものについては性別の項目を記載していないが、出品申込書等の統計的な意味合いで記載を求めているものについては、必要性を精査し、記載内容を検討する。	B	統計をとるために性別の項目の記載を求める箇所があった。必要不必要について検討中である。
生涯学習課	公文書等において不必要な性別表記を行っていないか見直しを検討し、訂正していく。		不要な性別表記を行っていないか、課全体で随時確認している。	A	今後作成する文書についても不必要な性別表記のないよう、適宜確認に努める。
学校教育課	公文書等における不必要な性別表記の見直しについて推進する。		公文書などにおける不必要な性別表記の再確認を行った。	A	性別表記の見直しを毎年行うことにより、多様な人々への配慮の視点を持つことができた。
学校再編室	公文書等における不必要な性別表記は行わない。		公文書などにおける不必要な性別表記の再確認を行った。	A	性別表記の見直しを毎年行うことにより、多様な人々への配慮の視点を持つことができた。

Ⅳ　男女が共に安心して生活できる環境の整備

担当課名	令和４年度各課事業実施計画	目標数値 （人、%、回数等）	各課事業取組状況	自己評価	効果と課題
教育・保育課	各公文書等を見直し、不必要に男女の表記がないか検討する。		新たな文書を作成する際には、複数の目で確認し、不必要な表記がないか検討した。 ＜令和3年度＞ 【11/1作成】みっきい保育教諭登録申込シート ＜令和4年度＞ 【6/25変更】令和5年度採用正規職員採用受験申込書 【10/7変更】令和5年度採用会計年度任用職員受験申込書	A	今後も課内で意識を高め、確認していく。
図書館	利用申込書等における性別表記に配慮し運用する。	随時	利用申込書等における性別表記に配慮し運用した。	A	今後も、性別表記の必要性について配慮する姿勢を持つ。
教育センター	公文書等における不必要な性別表記を検討し、見直す。	100%	昨年度に見直しを行った文書について、再度確認を行った。	A	今後も、適宜見直しを行うようにする。

基本目標Ⅴ

自己評価：A…効果有 B…課題有 C…効果無

№.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和４年度各課事業実施計画	目標数値（人、%、回数等）	令和４年度各課事業取組状況	自己評価	効果と課題
77	若者を新たに雇用する企業への支援	若者の正規雇用に積極的に取り組む市内企業を支援するとともに、若者の雇用の促進及び生活の安定化に取り組みます。	商工振興課	三木市若年者雇用促進助成金により、若年者を雇用する企業を支援する。	20人	三木市若年者雇用促進助成金交付申請18名（12事業所）（R5.2.8現在）	A	補助金を交付することで、三木市在住の若年者を雇用した企業を支援することができた。
78	若者の交流支援	結婚を望む男女に対する出会いサポート事業を推進し、出会いの場を提供します。	縁結び課	少子化の主な要因の一つである「晩婚化」への対策として、結婚を希望しながら出会いの機会の少ない男女を応援する。	成婚年10組	出会いサポーターによる、相談者（結婚希望者）のお見合いの機会を提供している。また、みきハート（出会い交流部会）によるお見合いパーティーについては、1回開催した。	B	コロナ禍でも結婚を希望しながら出会いの機会の少ない男女のために、お見合いの場を設け婚活をサポートし、４組が成婚した。婚活パーティーについては感染症対策をとったうえで定期的に開催できるよう検討する。
79	中学・高校生等を対象としたデートＤＶ防止講座に対する支援する支援	中学生、高校生、大学生などに対し、交際相手や配偶者等からの暴力の問題について考える機会を積極的に提供し、若年層を対象に啓発します。	人権推進課	三木市人権・同和教育協議会と協力して、市内の中学生、高校生、大学生を対象にデートＤＶ防止事業を実施する。		今年度はデートＤＶに関する事業は行えなかった。	C	未実施
			学校教育課	中学校における人権教育の中で、相手を尊重し大切にする等の指導を行う。		道徳の時間などを中心に相手を尊重し大切にする姿勢を育む学習を行った。	A	児童生徒の人権意識や相手を大切にすることへの理解は深まった。
80	不登校、集団参加への不適応に対する相談・支援の充実	不登校などをなくすため、関係課が連携して家庭訪問、専門家の派遣、適応教室などを実施します。	教育センター	適応教室指導員２名を配置し、子どもの社会参加を目的とした適応教室「みっきぃルーム」を実施する。	通級生全員が何らかのかたちで学校や担任とかかわりを持つ。	2月末までで、13人の通級生があった。小学生がこれまでは1人程度だったのが今年は4人と対応をなり、みっきぃルームが安心できる居場所になっていた。	A	まずはみっきぃルームが安心できる居場所となり、あわせて学校とのつながりを意識しながら、広い意味での社会参加につながるよう、今後も支援を続ける。
			学校教育課	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スーパーカウンセラー、不登校対策指導員を配置し、学校の教育相談活動を充実させるとともに、関係機関との連携を図り、ひきこもり傾向にある不登校児童生徒の自立を支援する。		スーパーカウンセラーやスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、不登校対策指導員を配置するとともに、改定した不登校早期対応マニュアル「IKOKAマニュアル」に基づき取組を進めた。また。不登校アクションプランを実施し、学校と連携して不登校児童生徒の支援を行った。	A	昨年度より不登校の出現率は増加している。不登校の原因が多岐にわたっている。今後は、人的支援の増加を行い、不登校児童生徒の実態を把握するとともに、個々に合った対応ができるよう、学校・関係機関とより連携を密にし対応していく。
81	思春期の子どもの相談・支援の充実	思春期に悩む子どもや保護者が安心して相談できる体制を充実します。	教育センター	青少年カウンセラー　１名週５日　で実施。	年間相談件数200件以上	2月末までで、317件の相談があった。	A	引き続き来談者の気持ちに寄り添った相談に努める。
			健康増進課	必要に応じて関係機関と連携のうえ柔軟に対応する。		必要に応じて相談に応じ、関係機関と連携している。	A	関係機関と連携し、対応できている。

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和４年度各課事業実施計画	目標数値（人、%、回数等）	令和４年度各課事業取組状況	自己評価	効果と課題
			人権推進課	毎週火、木曜日に「女性のための相談室」を開設し、思春期の子どもに悩む母親の相談に対応する。		毎週火、木曜日に「女性のための相談室」を開設した。 ・電話相談　163件 ・面接相談　32件 （2月末現在）	B	女性相談員による女性の立場に立った相談が行われており、利用者が増加している。一方、電話がつながらない等の苦情も発生しており、電話相談の制限時間を設ける必要があると考えている。
82	男女平等や人権尊重についての指導と個性や能力を生かした教育の推進	男女の平等や人権の尊重について適切に指導し、性別によらない子ども一人一人の個性や能力を生かす教育を進めるとともに、子どもたちがよりよい人間関係を構築できるようにコミュニケーション能力を高める学習を進めます。	学校教育課	学校において、人権教育推進計画に基づき、それぞれの発達段階を踏まえ、教育活動全体を通じて、生命や個性の尊重を基盤とした男女平等・男女共同参画の見方や考え方が形成される教育を推進する。		教育活動全体を通して、生命や個性の尊重を基盤をした男女平等・男女協働参画の見方・考え方を形成する教育を行った。	A	道徳科や特別活動の時間において、人権教育資料を活用し、男女共同参画についての意識や理解を進めることができた。
			教育・保育課	男女差を感じさせない環境づくりをし、子どもの個性や能力を伸ばす保育をする。		名簿を男女混合で作成したり、男女で色分けしないなど、性差を感じさせない環境づくりや保育を行った。	A	子ども一人一人の存在価値を高める教育・保育へと繋がった。
83	思春期保健福祉体験学習の実施	総合的な学習やトライやる・ウィークなど授業の一環として幼児とのふれあい体験学習を推進します。	健康増進課	学校及び学校教育課と連携し、中学生を対象とした事前学習と認定こども園児とのふれあい体験学習を行う。	年3回	吉川中学校3年生を対象に、思春期保健福祉体験学習として、園児とのふれあい体験を実施した。 理解を深めるために、事前学習を実施した。	A	中学生が命の大切さや自分を大切にすること、子育てについて学ぶことができた。
			学校教育課	感染状況を鑑み、可能な範囲で、総合的な学習やトライやる・ウィーク等の活動の中で、児童生徒が幼児とのふれあい体験学習を行う。		総合的な学習の時間やトライやるウィークの職場体験活動で、児童センターや幼稚園、子ども園などで幼児とのふれあい体験学習を実施した。	A	ふれあい体験を通して、幼児に対する優しさを育んだり、かかわり方を学んだりし、児童生徒の自尊感情を高めることができた。
84	学校教育における性教育の充実	児童生徒が発達段階に応じ、性に関する正しい知識を身につけ、生命の大切さを理解し、望ましい行動がとれるよう、学校における性に関する教育を充実します。	学校教育課	児童生徒の発達段階に応じた性教育を実施し、男女が互いに尊重し、協力することを指導する。		児童生徒の発達段階に応じた資料を用いて、保健や学級活動などの時間に性教育を実施した。	A	生命の神秘や命の大切さを理解し、自分も相手も大切な存在であることを理解できた。引き続きあらゆる機会を捉えて指導していく。
85	男女共同参画に関する教育・保育関係者の研修の充実	教職員・保育士等が男女共同参画社会の実現をめざすという視点をもち、男女平等についての意識を高めるための研修を充実します。	学校教育課	教職員が男女共同参画社会の実現をめざす視点をもち、男女平等についての意識を高めるための研修を充実する。		男女を問わず、子ども一人一人の人権を大切にする研修を実施した。	A	市教委主催の人権研修会や校内研修会など学校における児童生徒の人権について学んだことで、教職員の人権意識を高めることができた。
			教育センター	研修会の中で啓発に努める。	1回	校則の見直しやインクルーシブ教育に関する研修で、男女平等に関する内容にふれた。	A	人権教育を含んだ研修の中で、男女平等にふれるようにする。

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和４年度各課事業実施計画	目標数値（人、%、回数等）	令和４年度各課事業取組状況	自己評価	効果と課題
			人権推進課	男女共同参画に関する講座に市教職員が参加できるよう呼びかけるとともに、意識改革に繋がるような情報を発信していく。		男女共同参画週間記念講演会等に教職員の参加を呼び掛けた。	B	参加を呼び掛けたが、参加される教職員の方は少なかった。
			教育・保育課	男女共同参画の視点を含めた人権研修を実施する。		各園においては園内研修は実施したが、新型コロナウイルスの影響により合同人権研修は実施できなかった。	B	今後も研修の充実に努める。
86	青少年の性暴力被害防止のための教育・啓発の推進	いわゆる「ＪＫビジネス」等による性暴力被害防止のため、ホームページや広報紙等により啓発するとともに、学校において性暴力被害防止についての教育に取り組みます。 また、ＳＮＳや無料通信アプリ等は、使い方を誤れば性犯罪に巻き込まれる危険性があるため、児童生徒自らが携帯電話やスマートフォン等の使用方法について考えることができるよう、性犯罪被害防止についての教育と啓発に取り組みます。 さらに、ネットパトロールを行い危険度の高い投稿や不適切な投稿について早期に発見し、対応します。	人権推進課	性暴力被害についてのパンフレットや図書を配架するとともに、児童、生徒を対象に携帯電話やスマートフォン等の適切な使用方法についての講座開催に対する支援を行う。		インターネットと人権に関する講座開催に対する支援を行った。	A	児童生徒の性犯罪被害をはじめ、様々なトラブルの防止に貢献できた。
			学校教育課	学校において、性的な暴力の防止についての教育に取り組む。		道徳や特別活動の時間に、性的な暴力の防止について指導を行った。また、スマホなどの使用の仕方について学ぶ機会を設定した。	A	SNSからトラブルに発展したり、犯罪に巻き込まれたりすることを知り、スマホなどの使用の仕方について理解が深まった。
87	メディア＊42を正しく読み解く力を育てる教育の充実	テレビコマーシャルやアニメ、インターネット等から児童生徒が固定的性別役割分担意識や暴力、性の商品化などを受け入れることのないよう、メディア・リテラシーを高めるため、学校での教育を充実します。	学校教育課	情報を正しく受けとめる視点をもつことの重要性を児童生徒の実態に応じて指導する。		児童生徒の発達段階に応じ、情報モラル教育を実施した。	A	インターネットなどの危険性を知るとともに、情報を吟味するなど、児童生徒のメディアリテラシーを高めることができた。
			教育センター	研修会でメディアの特性を考えるとともに、報道される内容には、制作者の意図があることを踏まえて受け止めることを児童生徒に指導できるよう、教員への研修機会を持つ。	1回	情報モラルやデジタル・シチズンシップに関する研修を行い、教員の指導力の向上を図った。	A	研修の内容を検討したり、講師に依頼する際に性に関する事項にもふれられるように確認する。
88	進路指導の充実	進路指導に当たり、児童生徒一人一人の個性を重視し、性別にとらわれず、能力と適性を生かした進路が選択できるよう、的確に指導します。	学校教育課	生徒一人一人の能力、適性を考慮し、主体的に進路選択ができるよう指導する。		生徒一人一人が自分の希望進路に向けて、性別にとらわれることなく、能力や適性を生かした進路選択ができるよう丁寧に進路指導を行った。	A	生徒一人一人が主体的に進路を選択することができた。